

春日井市地域強靱化計画

(改定中間案)

令和 年 月

春日井市

< 目 次 >

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨	1
2 計画策定の意義	1
3 計画の位置づけ	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 対象とする区域	2

第2章 春日井市の地域特性等

1 春日井市の地域特性	3
(1) 地形	3
(2) 人口動向	4
(3) 産業特性	5
(4) まちの現状	6
(5) 社会資本の老朽化	8
2 災害リスクの整理	9
(1) 想定するリスクの考え方	9
(2) 水害（豪雨、洪水）により想定される被害	9
(3) 土砂災害により想定される被害	10
(4) 地震により想定される被害	10

第3章 春日井市の強靱化の基本目標等

1 基本目標	13
2 対策目標	14

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性評価	15
(1) リスクシナリオの設定	15
(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	17
(3) 脆弱性評価	18

2	推進すべき施策の方針	19
	(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針	19
	(2) 施策分野ごとの施策の推進方針	64

第5章 計画推進の方策

1	計画の推進体制	112
2	計画の進捗管理	112
3	計画の見直し等	112

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。平成26年には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

また、愛知県においても、国全体の国土強靱化政策や県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、平成28年3月に「愛知県地域強靱化計画」を策定、令和2年3月に改訂されました。

そこで、本市においても、大規模自然災害が発生し被害を受けた場合でも、可能な限り被害を最小化し、迅速に回復することができるよう、「強くしなやかなまち」をつくりあげるために、強靱化に関する指針となる地域強靱化計画を令和2年8月に策定しました。

2 計画策定の意義

近年、気候変動の影響による豪雨の増加などにより、全国的に河川氾濫や土砂災害などの自然災害が発生しています。

これまで、愛知県内の自治体は、明治以降の濃尾地震、昭和東南海地震、三河地震、また伊勢湾台風など、甚大な大規模自然災害等を経験しています。

また、東日本大震災の発生を受けて実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」では、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震・津波により、甚大な被害が発生するおそれがあることがあらためて明らかになりました。

そのため、本市においても、県内の自治体と同様に災害に対する十分な備えを確立することが重要です。本市の地域特性や想定される被害も考慮したうえで、本市における地域強靱化計画を策定する意義を以下に示します。

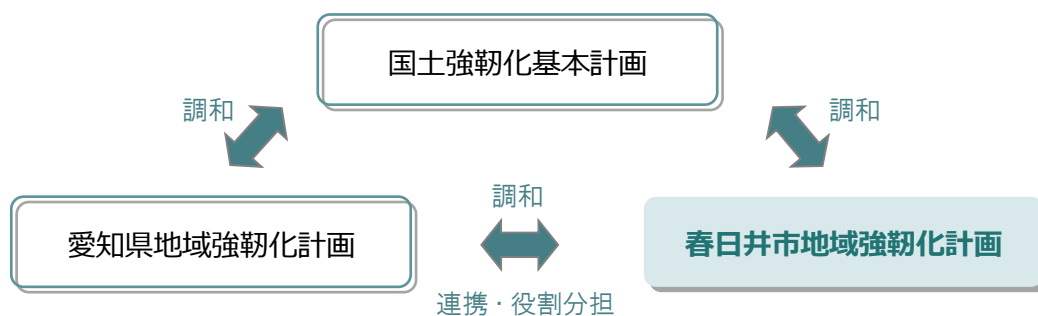
計画策定の意義

大規模自然災害等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、市民の生活や地域の産業・経済活動を維持させること

3 計画の位置づけ

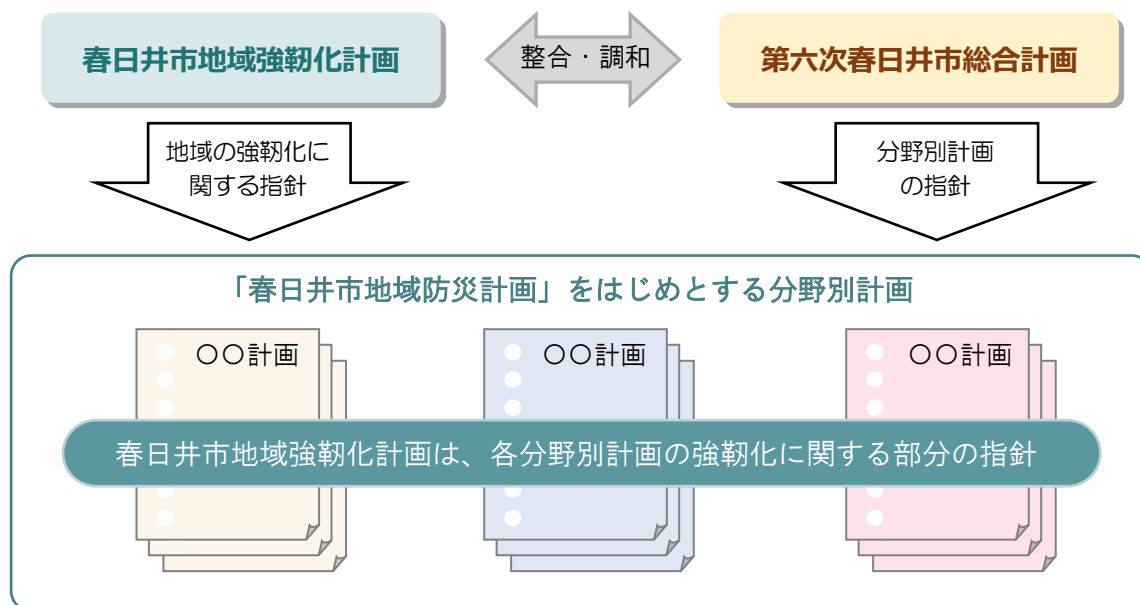
(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との調和及び連携を図ります。



また、本計画は、「第六次春日井市総合計画」との整合・調和を図りながら、本市における強靱化施策を推進する上で「春日井市地域防災計画」をはじめとする各分野別計画の指針として位置づけるものです。

<総合計画及び分野別計画との関係>



(2) 対象とする区域

本計画の対象区域は春日井市全域とします。

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。

第2章 春日井市の地域特性等

1 春日井市の地域特性

(1) 地形

本市は、中部圏最大の都市である名古屋市をはじめ、小牧市、犬山市、瀬戸市、西春日井郡豊山町、岐阜県多治見市に隣接しており、その市域は東西約15.7km、南北約13.7km、面積約92.78km²となっています。

地形は、尾張丘陵と濃尾平野の接触地帯に位置しており、全般に東高西低に地盤傾斜をしています。また、北東部の高地では海拔436m前後、南西部の低地では海拔11m前後となっており、東部の高丘陵地帯と南西部の平坦地帯とに分けられます。

地質構造は地形との関連が大きく、北東部山地の基盤は古生層と花崗岩類に分けられます。また、西に広がる丘陵は第3紀層で、亜炭をはさんだ泥岩層と砂礫層からなっていますが、市の大部分は第4紀層で、丘陵南縁に堆積し南西に広がっています。

[春日井市の位置図]



(2) 人口動向

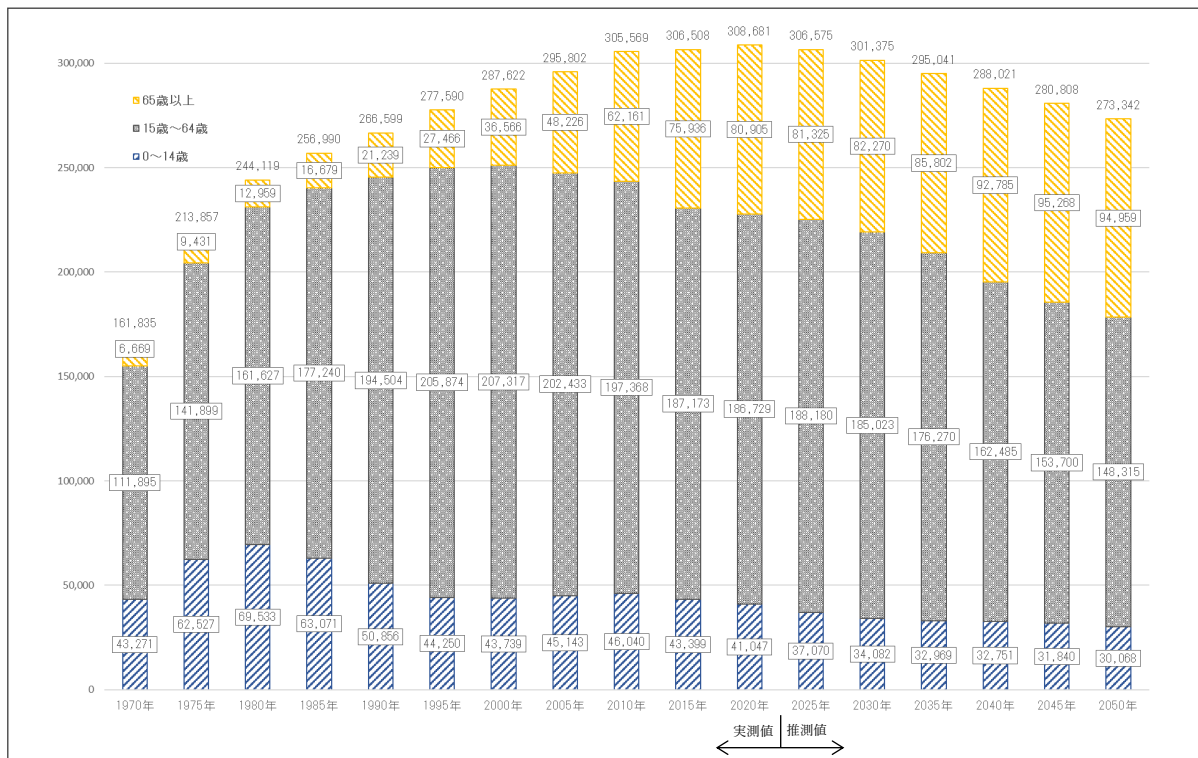
本市の人口は、高蔵寺ニュータウンをはじめとした住宅開発や区画整理により1970年代に急激に増加しました。

多くの市町村において既に人口減少が進むなか、本市の人口は増加を続け、2020年（令和2年）にピークを迎えましたが、近年は減少傾向であり、今後も緩やかに減少が進むことが見込まれます。

また、年齢3区分別人口を見ると、生産年齢人口（15～64歳の人口）と年少人口（14歳以下の人口）が減少する一方で、高齢者人口は増加し続け、2040年（令和22年）には高齢者人口が3割を超えるなど、少子高齢化が一層進行することが見込まれます。

[春日井市の人口推移]

（出典：国勢調査、社人研「日本の地域別人口将来推計令和2年推計」）



(3) 産業特性

本市は、製造品出荷額等が日本一の愛知県においても、鉄道、高速道路、県営名古屋空港をはじめとする広域交通基盤の結節点としての優位性があることから、近年、企業の誘致や成長支援などに積極的に取り組んでいます。

現在の本市における産業の構成割合は、事業所については「卸売業・小売業」、「製造業」、「建設業」の割合が、従業者については「製造業」、「卸売業・小売業」、「医療・福祉」の割合が高くなっています。

[春日井市の産業に関する統計まとめ]

	金額(億円)	出典
農業産出額	9.1	農林水産省 令和5年市町村別農業産出額(推定)
製造品出荷額等	8785.7	経済産業省 令和5年経済構造実態調査
年間商品販売額	6277.5	経済産業省 令和3年経済センサス活動調査産業別集計

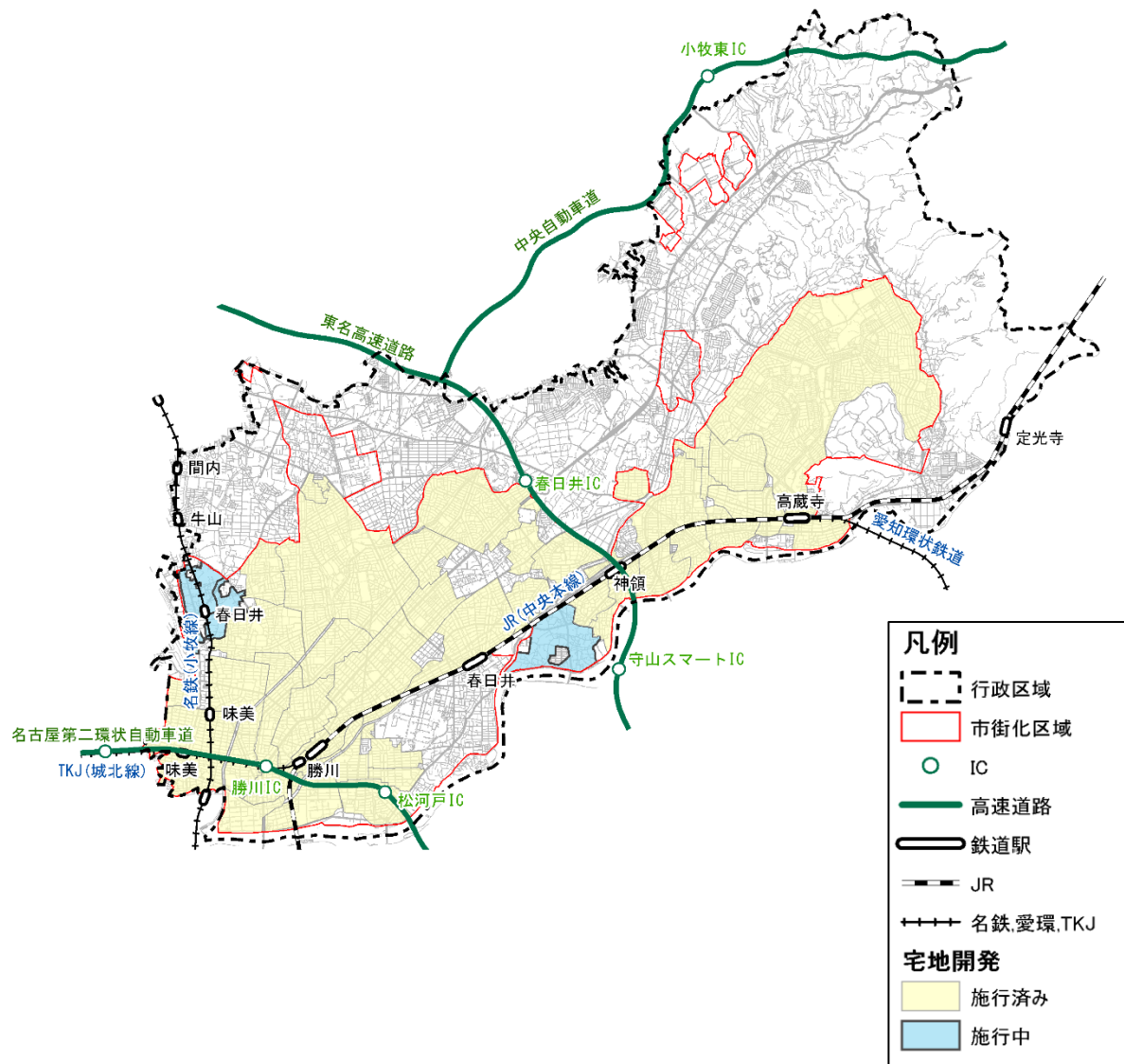
[産業大分類別事業所数及び従業者数](出典:第4次春日井市産業振興アクションプラン)

業 種		事業所数(か所)				従業者数(人)			
		春日井市	構成比(%)	愛知県	構成比(%)	春日井市	構成比(%)	愛知県	構成比(%)
総 数		9,788	100.0	299,232	100.0	111,307	100.0	3,818,542	100.0
第1次産業	農林漁業	8	0.1	1,084	0.4	84	0.1	11,320	0.3
第2次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0	74	0.0	0	0.0	499	0.0
	建設業	1,119	11.4	27,164	9.1	7,729	6.9	217,282	5.7
	製造業	1,195	12.2	32,549	10.9	26,468	23.8	908,754	23.8
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.1	438	0.1	185	0.2	15,616	0.4
	情報通信業	67	0.7	3,873	1.3	454	0.4	89,548	2.3
	運輸業・郵便業	243	2.5	7,597	2.5	6,773	6.1	215,475	5.6
	卸売業・小売業	2,139	21.9	70,359	23.5	22,087	19.8	734,065	19.2
	金融業・保険業	151	1.5	4,858	1.6	1,589	1.4	76,126	2.0
	不動産業・物品賃貸業	512	5.2	20,198	6.7	2,058	1.8	89,559	2.3
	学術研究・専門・技術サービス業	438	4.5	15,233	5.1	2,840	2.6	133,572	3.5
	宿泊業・飲食サービス業	1,079	11.0	33,907	11.3	9,448	8.5	291,069	7.6
	生活関連サービス業・娯楽業	840	8.6	23,871	8.0	4,293	3.9	133,282	3.5
	教育・学習支援業	437	4.5	11,128	3.7	3,662	3.3	121,279	3.2
	医療・福祉	951	9.7	24,849	8.3	15,121	13.6	413,770	10.8
	複合サービス事業	41	0.4	1,319	0.4	777	0.7	22,484	0.6
	サービス業 (他に分類されないもの)	557	5.7	20,731	6.9	7,739	7.0	344,842	9.0

(4) まちの現状

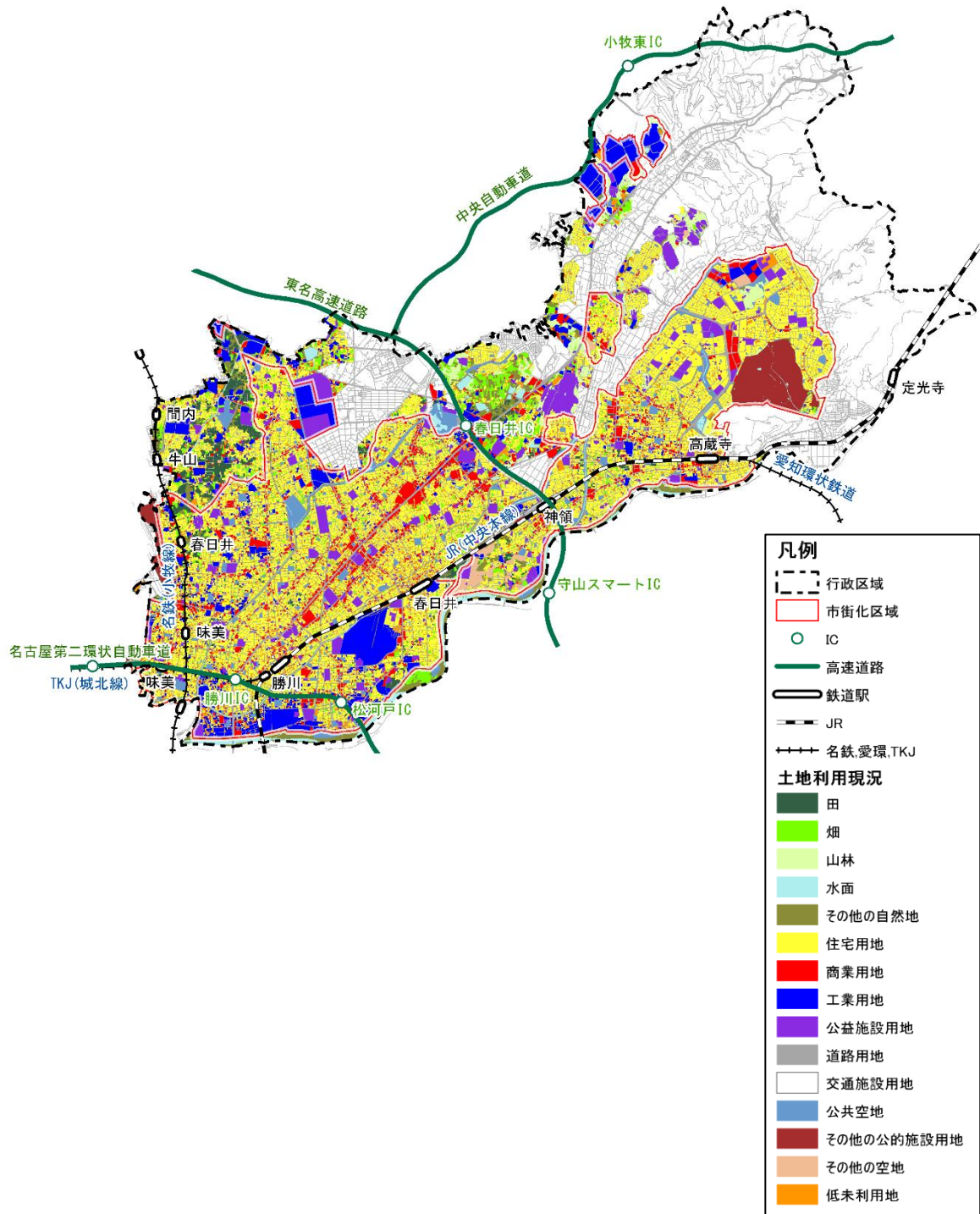
本市の市街化区域は、令和7年4月時点で、約47.09km²となっており、そのうち、施工中のものを含めると約76.8%が土地区画整理事業により整備されています。

[土地区画整理事業施行区域図]（出典：春日井市都市計画マスタープラン）



市街化区域の土地利用については、多いものから住宅用地約37.9%、道路用地約19.4%、公益施設用地約9.5%、工業用地約8.3%、商業用地約6.9%と、市街化区域の多くが土地区画整理事業により整備されているため、田、畑等の農地は少なく、都市的土地利用が進んでいます。また、市西部では、住宅用地と工業用地の混在が見られ、国道19号沿線に商業用地が多く見られます。

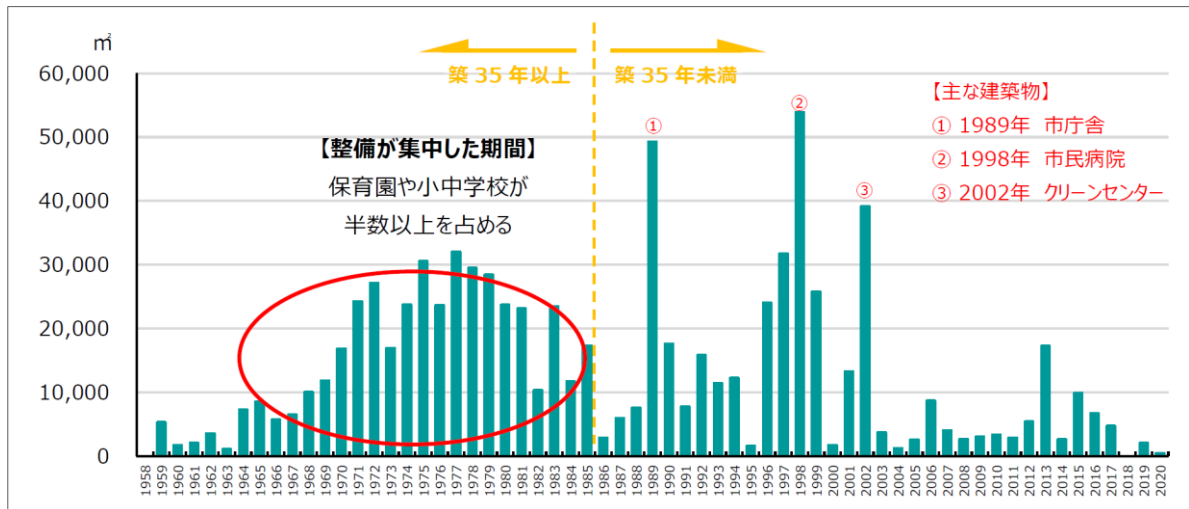
〔土地利用現況図〕（出典：春日井市都市計画マスタープラン）



(5) 社会資本の老朽化

本市の公共施設は全326施設、総延床面積は約716,213㎡となっており、その割合は、多いものから小学校などの学校教育施設が約48%、次いで行政施設が約9%となっています。また、令和3年度における、道路等のインフラ資産を除いた公共施設等建築物のうち築35年以上のものは約51%となっています。

[公共施設等建築物の年度別整備延床面積] (出典：春日井市公共施設等マネジメント計画)



2 災害リスクの整理

(1) 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、本市に被害が生じる大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではありません。一方で、本市の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定する上では、地震などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考としました。

なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することによって、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮します。

(2) 水害（豪雨、洪水）により想定される被害

市内を流れる各河川のうち、庄内川、内津川、八田川、繁田川、大谷川、新繁田川、うぐい川、西行堂川、大山川、地藏川及び新地藏川において洪水浸水想定区域図(想定最大規模、計画規模)が作成されています。

浸水が予想される区域は、想定し得る最大規模の降雨と、各河川の計画規模の降雨を前提として管理者が区域を指定しています。

河川名	管理者	想定最大規模	計画規模	河川名	管理者	想定最大規模	計画規模
庄内川	国	1日に578mm	376mm	西行堂川	県	1日に836mm	277mm
内津川	県	1日に836mm	316mm	大山川	県	1日に815mm	277mm
八田川	県	1日に836mm	277mm	大谷川	県	1日に836mm	316mm
繁田川	県	1日に836mm	277mm	地藏川	県	1日に836mm	277mm
新繁田川	県	1日に836mm	277mm	新地藏川			
うぐい川	県	1日に836mm	277mm				

また、本市における過去の主な風水害による被害状況は、次のとおりです。

平成12年東海豪雨				平成23年台風15号			
総雨量	513.5mm	(消防署南出張所)		総雨量	344mm	(消防署高蔵寺出張所)	
床上浸水	622棟	床下浸水	727棟	床上浸水	214棟	床下浸水	183棟

(3) 土砂災害により想定される被害

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害のおそれのある区域を愛知県が指定します。

春日井市内においては、土砂災害警戒区域として197箇所、うち土砂災害特別警戒区域として158箇所が指定されています。(令和7年4月現在)

土砂災害警戒区域の指定条件	土砂災害特別警戒区域の指定条件
■ がけ崩れ（急傾斜地の崩壊） ・ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ・ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域。
■ 土石流 ・ 土石流の発生のおそれがある溪流において、谷の出口から下流の勾配が2度以上ある区域	

(4) 地震により想定される被害

県の地震被害予測調査（平成26年5月公表）においては、南海トラフで繰り返し発生している大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震モデルによる被害を想定しています。この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は次のとおりです。

「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永地震・安政南海地震・安政南海地震・昭和東南海地震・昭和南海地震の5地震）を重ね合わせたモデル

「理論上最大想定モデル」

南海トラフで発生する地震のうち、千年に一度、あるいはそれよりも発生頻度が低いもので、「命を守る」という観点で想定外をなくすことを念頭に地震対策を講じることが不可欠であることから、あらゆる可能性を考慮して想定した最大クラスの地震モデル

ア 最大震度

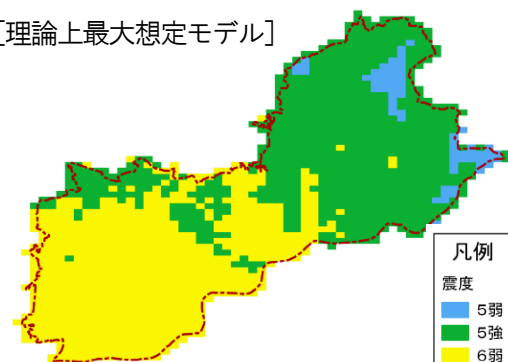
[春日井市の最大震度]（出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書）

モデル	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
最大震度	6弱	
備考		陸側ケース・東側ケース

[過去地震最大モデル]



[理論上最大想定モデル]



イ 被害量

[春日井市の被害量]（出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書）

項目		市町村別で被害が最大となるケース	
		過去地震 最大モデル	理論上最大 想定モデル
全壊・焼失棟数 (夕方18時発災)	揺れ	約70	約300
	液状化	約10	約20
	火災	約200	約500
	合計	約300	約800
死者数 (早期避難率低の場合)	季節・時間帯	冬夕方18時発災	
	建物倒壊	★	約10
	火災	約10	約20
	合計	約10	約30

★：被害わずか 想定条件：風速5m/s

※端数処理について、5未満→★、5以上100未満→一の位を四捨五入、
100以上1万未満→十の位を四捨五入、1万以上→百の位を四捨五入

ウ ライフライン被害（過去地震最大モデル）

[春日井市の被害量]（出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書）

発災 1日後 冬夕方 18時	上下水道 (断水人口)	約225,000人
	下水道 (機能支障人口)	約71,000人
	電力 (停電軒数)	約134,000軒
	固定電話 (不通回線数)	約43,000回線
	携帯電話 (停波基地局数)	80%
	都市ガス (復旧対象戸数)	若干
	L P ガス (機能支障世帯数)	約400世帯

エ その他

1944年12月7日に発生した東南海地震の被害及び震度分布の評価について、発災当時は現在の
ような行政による各市町村の被害状況の収集は行われておらず、当時の被害状況を示す資料と
して、名古屋大学名誉教授の飯田汲事が1946年に公表された宮村攝三の資料を基に他資料を用
いて充実させた、1985年に公表した被害統計資料が活用されていました。名古屋大学減災連携
研究センターがその内容を精査・修正等を行い、2019年3月に公表した「昭和19年 東南海地震」
では、当時の被害状況は以下の通りとなっています。

〔昭和19年東南海地震の被害量〕（出典：「昭和19年 東南海地震」）

人口(S19)		死亡率（％）		死者		傷者		流出		全焼 住家	半焼 住家
				(宮村)	(飯田)	(宮村)	(飯田)	住家	非住		
38,406		0		-	-	-	-	-	-	-	-
世帯数 S19(S15)	全壊率 (％)	全半壊率 (％)	評価 震度	住家全壊数		住家半壊数		非住全壊		非住半壊	
				(宮村)	(飯田)	(宮村)	(飯田)	(宮村)	(飯田)	(宮村)	(飯田)
7,341	0.01	0.03	5-	1	1	1	1	-	2	2	2

第3章 春日井市の強靱化の基本目標等

1 基本目標

本市は、名古屋市に隣接し、鉄道・道路・空港などの利便性の高い広域交通網と快適な都市基盤を備えているほか、豊かな自然に恵まれたまちであり、名古屋圏を代表する住宅都市として発展してきました。また、製造業や卸売業・小売業等の産業が本市の経済活動を支えており、近年では積極的な企業の誘致・支援などに取り組んでいます。

一方、平成12年の東海豪雨や度重なる台風の接近に伴う集中豪雨等により、過去に水害の被害に見舞われてきました。現在においても、河川氾濫による浸水や土砂災害など自然災害の発生が危惧される地域があり、そのなかには人口や産業が集中している地域も含まれています。そのため、それらの水害をはじめとした多種・多様な自然災害から人命や市民生活を守り、産業や経済活動に関わる被害を最小限に抑えていく必要があります。また、このような自然災害に対応していくためには、市民・事業者・行政が連携して「自助」・「共助」・「公助」のそれぞれの役割を果たし、被災後も市民生活や経済活動が可能な限り速やかに回復する「しなやかさ」をあわせもつことが重要となります。

そこで、本市は、国土強靱化基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを本計画の基本目標として設定します。

- I 市民の生命を最大限守る
- II 地域及び社会の重要な機能を維持する
- III 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- IV 迅速な復旧復興を可能とする

2 対策目標

本市の強靱化の基本目標の達成に向け、国土強靱化基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げる基本的な方針を踏まえ、強靱化を実現するために事前に備えるべき目標として、6つの対策目標を設定しました。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

大規模自然災害発生時には、市民の命が危険にさらされることになる。

大規模地震に伴う建物の倒壊や火災、洪水に伴う浸水や土砂災害の発生、暴風雪や豪雪等の発生など、その要因は様々である。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

大規模自然災害発生時には、迅速な救助・救急活動の実施や、医療・福祉の提供、生活に必要な衣食住の確保、生活環境の維持などが必要となる。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

大規模自然災害発生時には、災害応急対策を実施することとなる行政機関や、警察の機能維持などが必要となる。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

大規模自然災害発生時、生産活動の停止を余儀なくされる事態に陥った場合には、復興・復旧が遅れ、市民生活に大きな影響を及ぼすこととなる。

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

大規模自然災害発生時には、情報通信サービスや電気・ガス・水道等の供給確保、交通ネットワークの機能維持など、社会機能が失われないことが重要となる。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

大規模自然災害の発生後、社会・経済の迅速な復興を図るためには、平常時から、復興計画を策定しておくなど、復興に向けたビジョンを持つことや、復興を支える人材の確保が必要である。

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性評価

(1) リスクシナリオの設定

基本目標及び対策目標を達成し、強靱化を実現するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、強靱化に向けた課題を整理します。

脆弱性評価にあたっては、愛知県地域強靱化計画において設定されているリスクシナリオを参考に、本市の地域特性等を踏まえ、次のとおりリスクシナリオを設定しました。

対策目標	リスクシナリオ
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域的な洪水等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
	2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱
	2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 機能不全による行政機能の大幅な低下
	3-3 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

対策目標	リスクシナリオ
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-5 農地・森林等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5 太平洋ベルト地帯の幹線道路が分断するなど、基幹的陸上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4 罹災証明書の交付・応急仮設住宅の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-7 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

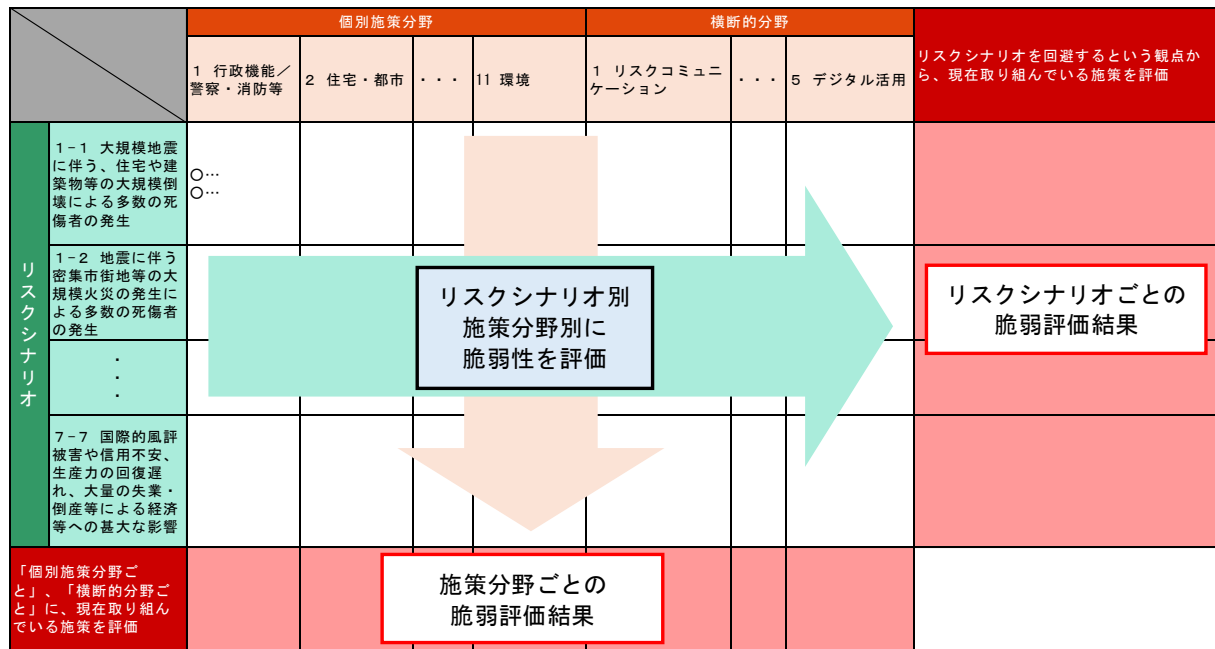
（２）施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野を参考に、本計画では、次のとおり個別施策分野と横断的分野を設定しました。

施策分野	
個別施策分野	1 行政機能／警察・消防等
	2 住宅・都市
	3 保健医療・福祉
	4 エネルギー
	5 情報通信
	6 産業・経済
	7 交通・物流
	8 農林水産
	9 地域保全・土地利用
	10 環境
横断的分野	1 リスクコミュニケーション
	2 人材育成
	3 老朽化対策
	4 産学官民・広域連携
	5 デジタル活用

(3) 脆弱性評価

春日井市の強靱化の取組の現状分析・進捗状況の確認を実施した上で、愛知県地域強靱化計画の施策方針や市の地域特性等も踏まえ、評価を実施し、「リスクシナリオごと」と「施策分野ごと」に整理しました。



2 推進すべき施策の方針

脆弱性評価の結果に対し、リスクシナリオを回避するための強靱化の推進方針を「リスクシナリオごと」と「施策分野ごと」に整理しました。

(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

1 住宅・建築物等の耐震化等の促進

- (1) ブロック塀等の工作物については、所有者に安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、公道等に面したブロック塀等については、補助制度を利用した撤去を奨励する。あわせて、建築物に附属するブロック塀等も含めた既存建築物の適正な維持管理や安全性確保について周知啓発を推進する。[市・民間・地域]
- (2) 住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。[市]
- (3) 利用者の安全・安心を確保するため、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進する。[市・民間]
- (4) 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する。[市・地域・民間]
- (5) 不特定多数の者が利用する鉄道駅や駅周辺などの主要な交通結節点において、駅施設等の交通施設の更新やバリアフリー化、ならびに駅前広場や駅周辺道路等の整備を進め、災害発生時における都市機能の継続を図るとともに、利用者の安全や避難経路の確保、救助・救急活動に資する空間の確保を推進する。[市・地域・民間]

2 電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等

- (1) 液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知する。[市]
- (2) 大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する。[国・県・市]

- (3) 電柱やその道路については、大規模地震発生時に被害を受けやすいことから、緊急輸送道路等における阻害要因となるためにこれらの除却など、安全性の向上を検討する。[国・県・市]
- (4) 大規模盛土造成地内に存する施設・構造物について、安全性の確保に努めるため、大規模盛土造成地マップを公表する。[市]

3 交通施設等における脆弱性の解消

- (1) 交通施設については、立体交差する施設など、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を進める。[国・県・市]
- (2) 緊急輸送道路に隣接するものを優先して耐震化を図る。[市]
- (3) 道路橋の耐震化、老朽化対策を推進する。[国・県・市]

4 公共施設等の防災機能強化

- (1) 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、個別施設計画の内容の充実や、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。[県・市]

5 エレベーターへの閉じ込め防止

- (1) 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する。[市・民間]
- (2) エレベーターが緊急停止した場合の対処法や運転再開の方法について日頃から業者と確認を行い職員に周知を図る。[市・民間]
- (3) エレベーター閉じ込め事故の対策としてのエレベーター業者を招いた勉強会のほか、市内解体工事中の建物を使用した救出訓練を行い、対応能力向上を推進する。[市・民間]

6 危険な空き家の除却等への支援

- (1) 危険な空き家の除却に対する支援を行う。[市]

7 防災・減災対策の不断の検討

- (1) 地震による多数の死傷者の発生を防止するため、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定 の推計・見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。[県・市]
- (2) 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。[市・民間・地域]

8 消防団等の充実強化の促進等

- (1) 大規模災害時は消防団が果たす役割が極めて高くなることから、各種イベントでの啓発を通して、基本団員等への加入を促進するとともに、消防団の配備資機材・詰所・訓練の充実強化を推進する。[市・地域]
- (2) 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進する。[市・地域]

9 継続的な防災訓練や防災教育等の推進

- (1) 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。[市・民間・地域]

重要業績指標

1-1

- ◆ 住宅密集地火災対応研修及び訓練：3回／年
- ◆ 住宅の耐震化率：95%（R 7）→耐震性が不十分なものを概ね解消（R17）

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

1 火災に強いまちづくり等の推進

- (1) 指定緊急避難場所として位置づけられている公園について、整備及び維持管理を行う。
[市]
- (2) 老朽空き家や不良空き家について、除却を促進する。[市]

- (3) 消防車両が進入困難と思われる地域(道路狭あい地区)及び木造住宅密集地域において、街頭消火器を適正配置及び維持管理することにより、市民による早期の初期消火をもって被害を最小限に止めることを推進する。〔市・地域〕
- (4) 震災時の広域断水時における消防水利確保のため、耐震性防火水槽を整備するとともに、非耐震性防火水槽の耐震化についても検討を進める。〔市〕
- (5) 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地や既存集落内の狭あい道路などについては、老朽建築物の除却や小規模な道路整備、狭あい道路の拡幅整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進のほか、火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースとなる公園緑地整備を推進する。〔市・地域〕

2 感震ブレーカー等の普及

- (1) 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。特に解消に向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める。〔市・地域〕

3 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等

- (1) 耐震性防火水槽を整備するとともに、既存の非耐震性防火水槽についても検討を進め、断水時にも対応できる消防水利を充実させる。〔市・地域〕
- (2) 民間事業者等との給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。〔市・民間・地域〕
- (3) 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。〔市〕

4 住宅・建築物の耐震化の促進

- (1) ブロック塀等の工作物については、所有者に安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、公道等に面したブロック塀等については、補助制度を利用した撤去を奨励する。あわせて、建築物に附属するブロック塀等も含めた既存建築物の適正な維持管理や安全性確保について周知啓発を推進する。〔市・民間・地域〕
- (2) 住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。〔市〕

- (3) 利用者の安全・安心を確保するため、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進する。[市・民間]
- (4) 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する。[市・地域・民間]

5 既存耐震不適格建築物等の安全性向上の促進

- (1) 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進する。[市・民間・地域]

6 消防団等の充実強化の促進等

- (1) 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進する。[市・地域]
- (2) 大規模災害時は消防団が果たす役割が極めて高くなることから、各種イベントでの啓発を通して、基本団員等への加入を促進するとともに、消防団の配備資機材・詰所・訓練の充実強化を推進する。[市・地域]

重要業績指標

1-2

- ◆ 耐震性防火水槽の整備：3基/年を整備、均一配置する（R7～R16）
- ◆ 街頭消火器の維持管理：保有数の100%を更新（10か年計画に基づく）
- ◆ 公共施設の耐震化率：96.8%（R4）→98.0%（R8）
- ◆ 避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業進捗率（熊野桜佐）：82.1%（R6）→100%（R11）
- ◆ 避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業進捗率（西部第一）：48.5%（R6）→100%（R12）
- ◆ 避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業進捗率（西部第二）：20.5%（R6）→100%（R15）
- ◆ 自主防災組織の訓練実施率：69.0%（R6）→80.0%（R11）

1-3

突発的又は広域的な洪水等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生

1 ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進

- (1) 将来見込まれる気候変動を踏まえ、治水計画として、引き続き雨水排水網の新設・増強による内水被害軽減対策及び調整池の整備による流出抑制対策を実施する。[市]
- (2) 各区域の浸水実績図や浸水シミュレーションによる浸水リスク評価を踏まえ、排水機場や管渠、雨水貯留施設等の浸水対策施設の整備・維持管理を推進する。[市]

- (3) 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、水防訓練の実施や洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成、防災情報の高度化、可搬式ポンプの運用や排水ポンプ車導入など、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、これらハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。[市]
- (4) 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備などの河川整備や下水道の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設等の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。あわせて、特に水害リスクの高い河川においては、特定都市河川の指定を進め、ハード整備の加速に加え、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等を推進する。[国・県・市]

2 立地の適正化及び市街地の防災機能の強化

- (1) 立地適正化計画を定期的に調査、分析、評価し、防災・減災に向けたまちづくりを目指す。[市]
- (2) 被災した場合に避難路としての使用が見込まれる道路について、安全性の向上等、避難の円滑化に必要な整備を推進する。[国・県・市]
- (3) 避難場所に至る、通学路、自転車や歩行者空間を含めた避難路等の整備のほか、バリアフリー化方策について検討する。[国・県・市]

3 粘り強い河川堤防の整備

- (1) 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める。[国・県・市]

4 河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進

- (1) 地域住民の生命と財産を守るため、より迅速に確実な対応ができるよう河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。[市]

5 地下空間における浸水対策等の強化

- (1) 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路の耐災害性の強化を図る。[国・県・市]

6 河川の改修

- (1) 春日井市排水基本計画に基づき、排水路改修を進める。特に都市部を流域に持つ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の庄内川や、県管理河川の八田川、内津川等の改修を促進する。[国・県・市]

7 浸水想定区域の指定・見直し

- (1) 想定しうる最大規模の降雨により洪水・内水氾濫が発生した場合の浸水想定区域図を公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。[市]

8 排水機場等の運用の改善・高度化の推進

- (1) 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、下水道施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、排水機場等の遠隔監視・操作化の推進により施設管理の高度化を図る。[国・県・市]

9 橋梁や排水施設等の強化

- (1) 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失を防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替えの検討等を推進する。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。[国・県・市]

10 学校施設の浸水対策の推進

- (1) 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備等のかさ上げ等による浸水対策を進める。[県・市]

11 グリーンインフラの推進

- (1) 緑の基本計画に基づく緑のまちづくりへの取り組みを主体に、自然環境の機能を活用したグリーンインフラを推進する。[市]

12 住宅・建築物の屋根の耐風対策

- (1) 台風等の強風により屋根被害が発生することを防ぐため、住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策を促進する。〔市・民間・地域〕

13 TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化等

- (1) 水害を受けた被災地の早期回復を図る上で、速やかな災害復旧工事等の実施が極めて重要であることから、TEC-FORCE活動に必要な災害対策用機材の更なる充実を図るとともに、ICT施工やBIM/CIM導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組む。また、水防団の充実強化とともに、水防活動の効率化・高度化を図るため、活動現場の状況報告や情報集約、共有等にデジタルデバイスを活用する。〔国・県・市・地域〕

14 災害対応力の強化

- (1) 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進する。〔市・地域〕
- (2) 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。〔市・民間・地域〕

15 気候変動を踏まえた防災の推進

- (1) 春日井市地域温暖対策実行計画(2023～2030)及び防災関連計画に基づき、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施する。〔県・市〕
- (2) 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国・県の動向を踏まえ、対応する。〔市〕

16 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等

- (1) 大規模災害が発生した時に住民が主体的で適切な避難行動により命を守るためには、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が市と連携しながら防災に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。〔市・地域〕

重要業績指標

1-3

- ◆ 水防訓練の実施：年1回

1 土砂災害・洪水対策等の推進

- (1) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進する。〔市・民間〕
- (2) 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進する。〔市・地域〕
- (3) 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等については、耐震化を推進するとともに、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、耐水化、計画的な整備・維持管理を行う。〔市〕
- (4) 崩壊の危険性が高いがけ地をはじめとする土砂災害危険箇所について、住宅への被害を防止するため、県と連携を図り建築物の敷地についての安全対策を推進するとともに、土砂災害対策として愛知県の急傾斜対策事業及び治山事業を活用し、人的被害防止を推進していく。〔県・市〕
- (5) 人的被害を防止するため、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作成、配布することにより、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、避難行動を促す。〔市〕
- (6) 緊急消防援助隊愛知県土砂・風水害機動支援部隊救助小隊としての取組みとして、土砂災害を想定した訓練を行うため、市内業者の保有する私有地を訓練場として使用し、活動能力向上のための職員教育訓練を行うとともに、土砂災害・風水害対応資機材の増強を推進する。〔県・市・民間〕
- (7) 二次災害発生のおそれのある箇所の把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を検討する。〔市〕
- (8) 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。〔市・民間・地域〕

2 ため池・農業用排水施設等の防災対策の推進等

- (1) 防災重点ため池について県の実施する耐震劣化診断の結果を参考に、優先度・影響度が高いものから順に、ため池の耐震改修、洪水吐の改修・緊急放流施設の改修等の防災工事を推進する。また、防災重点ため池においては、浸水想定区域図の見直しや整備を進めて地域への周知を図る。〔市〕

3 山地災害、森林等の保全機能の低下への対応

- (1) 森林・農地等の管理放棄による保全機能の低下、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりが懸念されるため、基幹的水利施設をはじめとする農業用施設の耐震化や自然と共生した多様な森林づくりを推進する。[市]

4 亜炭坑跡地対策の促進

- (1) 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、許可権者である国に継続的な支援制度の創設を要望していく。[市]

重要業績指標

1-4

- ◆ 農業ため池の浸水想定区域図の見直し整備：38 池（R 7）

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

1 災害対応の体制・資機材強化

- (1) 平常時から総合防災訓練等を通じて関係機関との連携を深め、災害時における応援体制の確立を図る。また、災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うための装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の配備資機材・詰所・訓練の充実強化、既存及び新規に発足する自主防災組織に対し、防災資機材及び資機材倉庫等の貸与による充実強化を図る。[県・市・民間]
- (2) 水防倉庫の資機材等の充実強化を推進する。[市]
- (3) 複雑多様化する社会情勢を踏まえ、各種災害に対応できる消防車両及び資機材を、適切に維持管理するとともに、計画的な更新を推進する。[市]
- (4) 消防組織法第 39 条に基づき、隣接 6 市 1 広域事務組合と消防相互応援協定を締結し、合同訓練を実施しているほか、県内において大規模な災害等が発生した場合における応援体制について、愛知県内広域消防相互応援協定により、災害対応能力の向上を図る。[県・市]
- (5) 春日井市震災対応消防計画の定期的な見直し、改正を行う。また、地震災害時には市内各地で火災事案が発生するおそれがあることから、すべての消防ポンプ車を消防ポンプ車（水槽付）へ更新し、火災対応能力の充実強化を推進する。[市]

2 災害対応業務の実効性の向上

- (1) 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。[市]
- (2) 区・町内会・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みの構築に努める。[市・地域]
- (3) 緊急消防援助隊の効果的な受援体制を構築するため、体制の検証、訓練企画等を行い、実効性の向上を図る。[市]
- (4) あらゆる災害に対応するため各種事象を想定した救助訓練を実施するとともに、近隣消防本部との合同訓練等を通じて活動能力の充実強化を推進する。[市]
- (5) 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。[市・民間・地域]

- (6) 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。
また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。〔市・民間・地域〕

3 地域の活動拠点施設の耐災害性の強化

- (1) 地域の活動拠点となる消防署及び各出張所について、適切な維持管理及び老朽化した施設の移転整備を図り、消防施設の耐災害性の強化を推進する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進するとともに、災害対策本部との連携強化のため、消防指令システムの高度化も推進する。〔市〕

4 道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進

- (1) 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進める。〔国・県・市〕
- (2) 不特定多数の者が利用する鉄道駅や駅周辺などの主要な交通結節点において、駅施設等の交通施設の更新やバリアフリー化、ならびに駅前広場や駅周辺道路等の整備を進め、災害発生時における都市機能の継続を図るとともに、利用者の安全や避難経路の確保、救助・救急活動に資する空間の確保を推進する。〔市・地域・民間〕
- (3) 避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する。〔国・県・市〕
- (4) 名鉄春日井駅周辺において、駅前広場をつなぐ自由通路整備に併せ、東側駅舎の設置や駅施設のバリアフリー化により、安全で利用しやすい交通結節点としての機能強化を図る。
〔市・民間〕

5 避難行動要支援者の救助・救急活動

- (1) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。〔市・民間・地域〕

6 消防団員の確保

- (1) 大規模災害時は消防団が果たす役割が極めて高くなることから、各種イベントでの啓発を通して、基本団員等への加入を促進するとともに、消防団の配備資機材・詰所・訓練の充実強化を推進する。〔市・地域〕

7 ヘリコプターやドローンを活用した情報収集

- (1) 発災時に被害情報の把握が遅れることで救急・救助活動等に支障が出るおそれがあるため、ヘリコプターやドローン等を活用した被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図る。〔市・民間〕

重要業績指標

2-1

- ◆ 都市計画道路の整備率：86%（R12）
- ◆ （再掲）自主防災組織の訓練実施率：69.0%（R 6）→80.0%（R11）
- ◆ 全分団を対象とした実務研修会の実施：年3回
- ◆ 管轄署所との合同訓練の実施：年2回

2-2

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

1 市民病院の医療体制の確立

- (1) 大規模地震の際に災害時医療の中核としての機能を提供できるよう、災害拠点病院として、災害時に必要となる医療機能を提供できるよう対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う。〔市〕

2 災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進

- (1) 災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、市民病院の自家発電設備の強化を実施する。〔市〕

3 医療リソースの供給体制の確立

- (1) 今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害への備えとして、災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、災害拠点病院に対して、病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備（受水槽、地下水利用施設）の設置等に努める。〔市〕

- (2) 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、関係団体等との協定締結などにより、医療リソースの供給体制の確立を図る。〔市・民間〕
- (3) 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する。〔市・地域〕
- (4) 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。〔市〕
- (5) 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、災害派遣医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。〔市・民間〕
- (6) かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。〔県・市・民間〕
- (7) 処置拡大救命士を計画的に養成し、病院前救護体制の充実を推進する。〔市〕
- (8) 災害時の医療対策は、救護福祉部が中心となり、総合保健医療センター、保健センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して活動体制を確立する。〔市・民間〕

4 連絡体制・通信手段の確保等

- (1) 災害発生時において社会福祉施設等の被災状況や支援ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる。〔市・民間〕

5 B C P策定の促進等

- (1) B C P未策定の病院や介護施設・事業所などの福祉機能を担う施設に対して、B C P策定の促進を図る。〔市・民間〕

6 D M A T及びD P A T（災害派遣精神医療チーム）の計画的な養成等

- (1) 大規模災害時等に被災地へ急行し救急医療等を行うための訓練を受けたD M A Tや災害支援ナースの更なる養成を推進する。〔県・市〕

7 医薬品等の供給確保

- (1) 災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。〔市・民間〕
- (2) 平常時より薬剤師会に協力要請を行い、必要な医薬品等の確保に努める。〔市〕

8 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保

- (1) 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期に確保し、支援物資の物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進める。[国・県・市]
- (2) DMT等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、下水道のマンホール浮上対策、環状交差点の活用等を進める。[国・県・市]
- (3) 災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備検討を進める。[国・県・市]

9 民間事業者との連携による燃料の確保

- (1) 災害時における非常用発電設備用の燃料調達を確保するため、燃料供給事業者との協定に基づく供給方法の調整等を行う。[市・民間]

10 社会福祉施設の災害対応機能の強化

- (1) 社会福祉法人又は特定非営利活動法人が国庫補助対象事業として行う障害者福祉施設の新築、増築又は改築に係る整備費を補助することで、障害者福祉の向上及び災害対応機能の強化を図る。[市・民間]
- (2) 利用者の安全・安心を確保するため、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進する。[市・民間]

11 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備

- (1) 災害時に避難が必要な要配慮者の受入体制の整備を図るため、社会福祉施設等に対し協力関係の構築を推進する。[市・民間]

12 要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築

- (1) 被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供するとともに、災害派遣福祉チームの受援体制を構築する。[市]
- (2) ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、地震や集中豪雨などの災害時に、避難場所への避難に支援を必要としている人に対して、区・町内会・自治会などの協力により、地域での支え合い、助け合いによる避難支援を行う。[市・地域]

- ◆ (再掲) 都市計画道路の整備率：86% (R12)
- ◆ 救急救命士有資格者のうち、処置拡大救命士認定率：77% (R 6) →80% (R11)

2-3

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生**1 避難所における良好な生活環境の確保等**

- (1) 避難生活の支援において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、安全・安心まちづくりボニターをはじめとする避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みの構築に努める。[市・地域]
- (2) 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要がある、避難所運営を始めとする、ジェンダーの視点からの防災・災害対応の取組を推進する。また、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等の地域における女性防災リーダーと連携し、防災の現場における女性の参画を拡大する。[市・地域]
- (3) 大規模災害発生時の対応力や生活の質を向上させる目的で、誰でも参画しやすい自主防災組織を目指し、指導方法の検討をしていく。また、女性消防団員が「避難所開設時」「災害対応時」のリーダーとして力を発揮できるように、教育及び訓練を行う。[市・地域]
- (4) 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。また、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、体育館への空調設備の設置、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する。
[市]
- (5) 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。[市・地域]

2 避難生活における要配慮者支援

- (1) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。[市・民間]
- (2) 平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。[市・民間・地域]
- (3) 聴覚障がい者等が支援や情報を得やすいようにするため、「聴覚障がい者支援セット」を指定一般避難所及び指定福祉避難所に引き続き設置するとともに、必要に応じて更新、拡充を行う。[市]

3 被災者の健康管理

- (1) 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。[市]
- (2) 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。[県・市・民間・地域]
- (3) 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。[市]

4 避難所の運営体制等の整備

- (1) 避難者のニーズに配慮することが必要なため、ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保する。[市]
- (2) 避難所運営について、社会福祉に精通した職員・NPO等の助言を受けることができるよう体制等を整備する。[市]
- (3) 「春日井市避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」、「災害時障がい者支援マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る。[市]
- (4) 学校施設利用計画を作成及び点検することで、避難所の適切な運営を図る。[市]
- (5) 区・町内会・自治会や自主防災会等と避難所運営に関する訓練を通し、地域が主体的に避難所の管理運営が行えるよう意識啓発を推進する。[市・地域]

5 ペット防災の推進

- (1) 避難所におけるペット受入れ体制の整備等を推進する。[市]

6 避難行動要支援者への支援

- (1) 災害時要援護者名簿の作成や活用、個別避難計画の策定を推進することにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。[市・地域]

7 避難所以外への避難者の対策の促進

- (1) 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。[市]

8 避難所の耐震化等の推進

- (1) 洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月）」を踏まえた対策を推進する。[市]
- (2) 避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所となる施設等の耐災害性の強化を推進する。[市]

9 火葬体制の確保

- (1) 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある広域火葬についても検討する。[市]

10 地区防災計画の策定・充実の促進

- (1) 地区防災計画等の策定・充実を図るため、地区防災計画制度の優良事例の情報収集等を実施する。[市]

11 備蓄等の促進

- (1) 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。[市・地域]

12 避難に関する自治体の相互連携

- (1) 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を図る。[県・市・民間]

2-4

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

1 応急用食料や生活必需品等の調達

- (1) 食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に協定締結している民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、計画的な備蓄等により物資の不足が生じないようにする。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る。[市・民間]

2 物資調達・供給体制、受援体制の構築等

- (1) 広域受援計画や災害物流に係るマニュアルを整備し、物流体制の強化を図る。[県・市]
- (2) 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める。[市・民間]
- (3) 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うために、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を継続的に実施する。[市・民間]
- (4) 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を推進する。[市・民間]
- (5) 大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊の受援体制充実強化を推進する。[市]
- (6) 支援物資の受入・供給を円滑に行うため、物資集配拠点における作業体制等についてのマニュアルを作成するとともに、実効性を高めるための研修や防災訓練などの実施を推進する。また、関係機関との平時からの連携の確認や情報の共有に努めるものとする。[市・民間]
- (7) 大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となるよう、関係機関、他の自治体との相互応援協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する。[市・民間]

- (8) 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。

[県・市・民間]

3 上下水道施設の耐震化等の推進)

- (1) 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化を進める。[市]
- (2) 水道水を安定的に供給するため、施設及び管路における老朽化対策と合わせて防災拠点や避難所への配水管路や基幹管路の耐震化対策を推進する。また、施設の維持・修繕に関するガイドラインに従い水道施設を良好な状態に保つための点検・整備を実施し、事故予防、水道施設の長寿命化を図る。[市]

4 燃料供給の確保

- (1) 大規模自然災害によって製油所等が被災した場合、燃料の供給が途絶するおそれがあるため、石油製品の備蓄を推進する。[市]
- (2) 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持が図れるよう備える。[市]

5 輸送ルートの確保対策の実施

- (1) 渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の発生に伴い被災地へアクセスができず孤立が長期化することがないように、その対策を推進する。[国・県・市]
- (2) 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を推進する。また、交通麻痺により物資が運べなくなることが抑制できるよう、道路構造物の液状化対策を推進する。[国・県・市]
- (3) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐために、現地に燃料等を輸送する体制づくりを進める。引き続き、訓練等を通じ関係機関との協力体制の強化に努める。[市・民間]
- (4) 物資輸送ルートを実実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。[国・県・市・民間]

6 農業水利施設の電源確保

- (1) 停電時において、農業水利施設の運転・監視等に最低限必要な電源の確保のため、非常用電源装置のほか、再生可能エネルギーの活用を推進する。〔市〕

7 備蓄等の促進

- (1) 従事職員の飲料水・食料について、職員個人が最低3日分の自助による準備を行い、参集時に可能な限り持参することで職務の円滑な実施につながることを日頃から職員に対して意識啓発を行う。〔市〕
- (2) 防災訓練、防災講話、防災教育での啓発により、各家庭、地域及び事業所における備蓄を促進する。〔市・民間・地域〕
- (3) 本市の備蓄計画に基づき、必要とされる飲料水・食料等の備蓄を推進する。〔市〕
- (4) 各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設やLPガス・関連機器の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する。〔市・民間・地域〕

重要業績指標

2-4

- ◆ (再掲) 都市計画道路の整備率：86% (R12)
- ◆ 管路の更新率：0.90%を維持(毎年度)
- ◆ 基幹管路の耐震化率：38.0% (R3) → 48.5% (R9)
- ◆ 防災訓練の実施：年1回
- ◆ 備蓄食料の維持管理：クラッカー 100,800 食
アルファ化米 27,250 食
缶入りパン 6,960 食
飲料水 135,000 本

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱

1 帰宅困難者等の受入態勢の確保

- (1) 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、宿泊施設や企業等と連携して、一時滞在施設(滞在場所)の確保等の支援を行う。〔市・民間〕

- (2) 安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。[県・市・民間]

2 帰宅困難者等対策の推進

- (1) 大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、行政機関や鉄道事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者等対策を推進する。[市・民間]
- (2) 事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。[市・民間]
- (3) 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、災害時において帰宅困難者等が自ら適切な行動を判断するのに必要な情報を取得できる対策を推進する。[県・市]

3 災害時の道路情報提供体制の強化

- (1) 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する。[市・民間]

4 帰宅支援場所の整備

- (1) 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。[市]

5 観光客等滞留者への対応

- (1) 災害発生時における観光客の安全確保を図る。[市]
- (2) 愛知・名古屋 2026 大会における災害時の安全確保を図る。[県・市]

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

1 衛生環境の確保等

- (1) 感染症の発生予防のため消毒剤、動力噴霧機を配備するとともに、予防接種等の防疫・保健活動を行い、被災地域の環境保全、被災者の健康保持を図る。[市]
- (2) 二次感染の防止に努め、地域住民に対し感染予防の指導、啓発を推進する。[市・地域]

- (3) 被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに収集・運搬及び処理するために、特に収集・運搬について、し尿処理施設と下水処理施設との協力体制の構築を進める。〔市〕
- (4) 下水道の機能を十分発揮できるよう、下水処理施設及び管路等の整備・維持管理を推進する。〔市〕

2 医療活動を支える取組の推進

- (1) 自然災害時に被災地での医療活動を担うDMATについては、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を実施する。〔国・県〕

3 避難所等における衛生環境の確保

- (1) 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。〔市〕
- (2) 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る。〔国・県・市〕
- (3) 避難者にインフルエンザ、コロナウイルス、ノロウイルス、O157などの感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を検討する。〔国・県・市〕
- (4) 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。〔市・民間〕
- (5) 避難所のトイレが使用できない場合に備え、マンホールトイレシステムの整備を推進する。〔市〕

4 下水道施設の耐震化等

- (1) 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る。〔市〕
- (2) 下水道施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進するとともに、機能を十分発揮できるよう、計画的な整備・維持管理を行う。また、「地震災害時の業務継続計画（浄化センター編）」「春日井市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」の見直しを常に行い、非常時の体制強化を図る。〔市〕

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

1 警察施設の耐震化等

- (1) 警察施設の耐災害性強化を促進するとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警察活動に必要な通信設備、通信指令設備の更新整備や、警察用航空機等の更新及び運用体制の強化、機動警察通信隊等の対処能力の更なる向上など、災害時における警察機能の確保を図る。また、地域特性や総合防災訓練、ドローンの運用訓練を通じ、警察災害派遣隊の対処能力の更なる向上に取り組む等ハード・ソフト一体となって災害対処能力の一層の向上を図る。〔県〕

2 交通機能の確保

- (1) 災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する。〔国・県・市〕

3-2 機能不全による行政機能の大幅な低下

1 情報伝達体制の確保

- (1) 被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める。〔国・県・市・民間〕

3-3 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

1 自治体の業務継続計画の見直し

- (1) 災害対応現場の中心的役割を担う市の機能確保は、レジリエンスの観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。〔市〕

- (2) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の定期的な見直し等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。[市]
- (3) 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。また、情報通信ネットワークの冗長化等を図る。[市]

2 行政職員の不足への対応

- (1) 防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図る。また、通信設備の整備・強靱化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器の導入を検討する。[市]
- (2) 職員が拠点に参集できない事態に備えて、職員における過去の経験課等をリスト化し代理対応に備える。[市]

3 公共施設等の耐震化等の推進

- (1) 災害による被害を最小限とするため、公共施設等の耐震化や防災設備の充実を図るほか、災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うための総合的な防災・減災体制を整備する。[市]
- (2) 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。[市]
- (3) 復旧・復興を先導する行政職員等が活用する施設について被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。[市]

4 防災拠点等の電力確保等

- (1) 非常用電源設備の導入や通電範囲の更新により、電力の継続利用が可能となるよう対策を講じるとともに、既に導入済みの施設にあっては、燃料タンクの増設等により、非常用電源設備の運転継続時間の延長対策を講じる。[市]
- (2) 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する。[市]
- (3) 発電を備えた資機材の増強を図る。[市]

5 情報発信体制の強化

- (1) 公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民へ提供する体制を構築する。[市・民間]

6 タイムラインの策定

- (1) 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムライン（時系列の行動計画）の策定を検討する。
[国・県・市]
- (2) 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムライン（時系列の行動計画）の策定について検討する。[国・県・市]

7 被災者支援の取組等

- (1) 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。[国・県・市]
- (2) 被災者台帳の作成等に関して、事前準備を推進するとともに、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。[市]

8 応急活動等の継続のための事前対策

- (1) 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災や地震対策の検討を進める。[国・県・市]

9 災害応急対策の実施体制の確立

- (1) 被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、技術系職員の参集配置について、関連業務（応急危険度判定、罹災証明、応急仮設、応急修理）と連携・情報共有できる体制強化を推進する。[市]
- (2) 個々の職員が災害時の状況に応じた的確に対応できるよう、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。[市]
- (3) 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。[市]

- (4) 災害時における適正な判断力の養成及び職場内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。[市]
- (5) 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。[国・県・市]

10 国・県・市町村間の連携強化

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握し、正確な情報収集に努め、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制の強化を推進する。[県・市]
- (2) 大規模自然災害発生時には、国や自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。[国・県・市・民間]

11 火葬体制の確保

- (1) 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある広域火葬についても検討する。[市]

12 遺体の処置体制の確保

- (1) 大規模災害時における遺体の埋火葬等の円滑な実施体制の確保のため、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保を図る。[市]

重要業績指標

3-3

- ◆ (再掲) 公共施設の耐震化率：96.8% (R 4) →98.0% (R 8)

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

1 個別企業BCP策定等の促進

- (1) BCP未策定企業については、BCPの重要性の理解促進が課題であることを踏まえつつ、製造業、物流事業者、及び製造業と物流事業者の連携によるBCPの策定等を引き続き促進する。中小企業に対しては、災害時の対応を含めた保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発や、BCPの策定・充実やそれに基づく対応・体制確保の支援等を通じ、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る。また、実効性を高めるため、災害時オペレーションの改善や事業拠点の分散等にも留意する。〔市・民間〕
- (2) 企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。〔市・民間〕

2 民間企業における事業継続に資する取組の促進

- (1) 地震後においても事業活動を継続するため、事業の用に供する建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。〔民間〕
- (2) 春日井商工会議所等と連携を図り、各種融資制度を中小企業者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。また、平時より、県、春日井商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。〔民間〕
- (3) 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。〔民間〕
- (4) 防災力の向上を図るため、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。〔民間〕
- (5) 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。〔民間〕

3 道路ネットワークの整備、道路施設等の災害対策の推進

- (1) 上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図る。また、生産拠点と物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備、道路の防災や地震対策の検討を進める。〔国・県・市・民間〕

- ◆ (再掲) 都市計画道路の整備率：86% (R12)
- ◆ (再掲) 基幹管路の耐震化率：38.0% (R 3) →48.5% (R 9)

4-2

高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出**1 有害物質等の流出防止対策**

- (1) 水素等の次世代エネルギーについても、遺漏なく安全確保対策を推進する。[市・民間]
- (2) 春日井市生活環境の保全に関する条例に定める環境保全計画書に基づき、有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、有害物質を取り扱う事業者に対し、事故時の対応策について検討するよう助言、指導を行う。[市・民間]

2 石綿飛散防止対策

- (1) 震災発生時の倒壊建屋等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の徹底についての指導を県に求める。[県・市]
- (2) 吹付けアスベスト等によるばく露を防止するため、飛散防止対策を推進する。[市]

3 P C B廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減

- (1) 保管中のP C B廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、市で保管しているP C B廃棄物の適正な保管や早期の処分を完了する。[市]

4 環境測定機能の強化

- (1) 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、関係部署と連携を図り、公共水域の水質汚濁状況を監視するなど、環境測定を早期に実施できる体制を整える。[国・県・市]

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、生活・社会経済活動への甚大な影響

1 食品産業事業者等の災害対策の強化

- (1) 生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を進める。[民間]
- (2) 食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強靱化やバックアップ体制の確保、物流施設・倉庫の耐災害性強化等を行う。[民間]

2 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

- (1) 農業水利施設の GIS データ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の活用等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。[市]
- (2) 農業水利施設の耐震化、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。[市・地域]

3 物流インフラ網の構築

- (1) 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。[国・県・市]

重要業績指標

4-3

- ◆ (再掲) 備蓄食料の維持管理：クラッカー 100,800 食
アルファ化米 27,250 食
缶入りパン 6,960 食
飲料水 135,000 本

4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

1 水資源の有効な利用等の普及・推進

- (1) 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。[市]

2 水の安定供給

- (1) 大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策とともに、災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携等ソフト対策を推進する。[市・民間]
- (2) 異常気象等による水事情の悪化により、全市的に給水に支障をきたし、市民生活等に重大な被害が発生するおそれがある場合、春日井市渇水対策本部設置要領に基づき対策本部を設置し、応急かつ総合的な対処の実施を推進する。[市]

4-5 農地・森林等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

1 農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備

- (1) 農業経営基盤強化促進法に規定により策定した地域計画の変更協議を通じて、策定区域の意向を汲んだ農業生産基盤の適切な整備を推進する。[市]
- (2) 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自律的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。[市・地域]

2 適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進

- (1) 公園施設等の老朽化対策等に向けた施設整備等に取り組む。[市]
- (2) 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。[市]

3 適切な森林の整備・保全

- (1) 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。[市・地域]
- (2) 自然環境を保全し、その自然が持つ防災・減災機能を利用することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。[市]

4 野生鳥獣による食害対策等の推進

- (1) 遊休農地の増加を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する。野生鳥獣の捕獲等を行う事業者や鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成を推進する。[市・民間]

5 自然と共生した多様な森林づくりの推進

- (1) 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を講じたうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。[市・地域]

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1

テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

1 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等

- (1) 災害時の情報収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化等を図る。また、大規模災害時の有線途絶を想定して、無線通信施設の整備拡充を図る。〔市〕
- (2) 無線通信施設として整備されている市防災行政無線、消防無線、専用無線の拡充及び有効利用を図るとともに、新たな地域防災無線システムの整備を推進する。また、消防ネットワークシステムの耐災害性の強化を推進する。〔市〕
- (3) 災害時の通信業務及び指令管制業務が途絶することがないように、119番通報が受信不能となった場合にも受信できる通信指令施設の整備拡充を推進する。〔市〕
- (4) 電源途絶等においても行政情報を安定的に確保するため「自治体クラウド」の導入などの対策を検討する。また、情報システムの通信が行えなくなった場合の紙媒体の台帳等による対応方法などについて検討する。〔市〕
- (5) 災害情報を各施設へ伝達できるよう、庁舎非常用発電機の電力供給系統に情報通信システムを接続させる、電源回路改修を検討する。〔市〕
- (6) アナログバックアップ回線を確保できる環境を維持していく。〔市〕
- (7) 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災や地震対策の検討を進める。〔国・県・市〕
- (8) 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。〔市〕
- (9) 災害対策本部と防災拠点における情報伝達を確実にを行うため、防災行政無線等の情報伝達手段を適切に維持・管理し、情報発信のための体制を整備する。〔市〕
- (10) 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、通信施設の管理者は、耐災害性の強化を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。〔市・民間〕

2 情報・データ活用環境の整備

- (1) 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報・データのうち、円滑な災害対応や被災者支援に役立てることができるものについて、個人のプライバシーは確保した上で有効活用可能な環境を整備する。[市・民間]
- (2) 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。[市]
- (3) 被災状況の把握においては、ドローン・衛星による画像データを AI 技術により画像解析すること等により、迅速かつ効率的に実施する。[市]

3 水防テレメータシステムの整備

- (1) 市が設置した水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行い、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。また、きめ細かな河川情報の発信サービスや予測技術等の高度化を促進し、水害時における市民の適切な避難行動につなげるため、オープンデータ化を含めた河川情報の提供を推進するとともに、それらの情報を確実に市民に提供するため、河川情報の冗長化を推進する。[国・県・市]

4 情報伝達手段・体制の確保

- (1) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。[市]
- (2) 非常用電源設備の導入や通電範囲の更新により、電力の継続利用が可能となるよう対策を講じるとともに、既に導入済みの施設にあつては、燃料タンクの増設等により、非常用電源設備の運転継続時間の延長対策を講じる。[市]
- (3) 災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する。[市]

5 外国人に対する的確な情報発信のための体制強化

- (1) 外国人市民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。[市・地域]

6 情報伝達手段の多様化の推進

- (1) 新聞、テレビ等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供するとともに広報活動への協力を要請する。特に、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）、市安全安心情報ネットワーク、音声架電システム、市ホームページ、市公式LINE、市公式緊急情報X、ファクシミリ等を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。[市]

7 効果的な教育・啓発の実施

- (1) 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。[市]
- (2) 広報春日井や市安全安心情報ネットワーク、市ホームページ、市公式LINE等を活用した広報活動により、市民に対して広く防災意識を普及・啓発する一助とし、幅広い年齢層の知識向上を推進する。[市]
- (3) 住宅の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。[市]

8 避難指示等の発令

- (1) 避難指示等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難指示等を発令する。[市]
- (2) 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。[市]
- (3) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。[市]

9 避難の円滑化・迅速化

- (1) 防災訓練、水防訓練、防災講話、自主防災リーダー研修会等の実施や各種ハザードマップを作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。[市]
- (2) 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムライン（時系列の行動計画）や避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実を図る。[市・民間・地域]

重要業績指標

5-1

- ◆ (再掲) 住宅の耐震化率：95% (R 7) →耐震性が不十分なものを概ね解消 (R17)
- ◆ (再掲) 防災訓練の実施：年1回
- ◆ (再掲) 水防訓練の実施：年1回
- ◆ (再掲) 自主防災組織の訓練実施率：69.0% (R 6) →80.0% (R11)

1 電力供給ネットワーク施設の耐災害性強化

- (1) 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、電力施設の管理者は、耐災害性の強化を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。〔市・民間〕

2 電力設備等の早期復旧体制整備の推進

- (1) 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。〔民間〕
- (2) ライフライン事業者の早期の災害復旧作業につなげるため、関係機関との連携を図る。〔市・民間〕

3 自立・分散型エネルギーの導入の促進等

- (1) 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく。〔市〕
- (2) ごみ処理施設が災害時に稼働できなくなることを防ぐため、ごみ処理施設整備にあたっては、タービン発電設備の改修を実施し、発電能力を向上させることにより、ごみ焼却発電により施設稼働に必要な電力を確保できるよう自立エネルギー供給機能を確保する。〔市〕
- (3) 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する都市、ビル、避難所等の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める。〔市〕

4 停電時における電動車等の活用

- (1) 停電している避難所等へ、事業者等との協定締結により非常用電源として電力供給が可能な電動車等を活用する。〔市・民間〕

1 計画に基づく訓練の実施、改善

- (1) 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列BCPの策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高める。〔市・民間〕

2 エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化

- (1) 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、ガスの管理者は、耐災害性の強化を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。〔民間〕

3 民間事業者との連携による燃料の確保

- (1) 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。〔市・民間〕

4 燃料輸送対策の推進

- (1) 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を進め、燃料供給ルートを確認し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。〔国・県・市・民間〕
- (2) 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。〔国・県・市・民間〕
- (3) 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。〔市〕

1 上下水道施設の耐震化等の推進

- (1) 配水場等の耐震化を促進するための対策、防災拠点へ向かう配水管路や基幹管路の耐震化を優先して推進するとともに、水道施設全体の機能を十分発揮できるよう、計画的な整備・維持管理を行う。[市]
- (2) 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、上水道、工業用水道、下水道の管理者は、耐災害性の強化を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。[県・市]

2 水道施設の防災対策の強化

- (1) 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、危機管理対策マニュアル(水道事業編)に基づく応急復旧体制を強化する。[市]
- (2) 応急復旧に必要な人員、資機材等を確保するとともに、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井市管工事業協同組合等に協力を要請する。なお、必要に応じて他の自治体及び関係団体等に応援を要請する。[市・民間]

3 下水道施設の耐震化等の推進

- (1) 下水道施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進するとともに、機能を十分発揮できるよう、計画的な整備・維持管理を行う。また、「地震災害時の業務継続計画(浄化センター編)」「春日井市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)」の見直しを常に行い、非常時の体制強化を図る。[市]

4 浄化槽の整備

- (1) 合併処理浄化槽の設置に対し補助を行い、合併処理浄化槽の普及により災害時の汚水処理の早期復旧を目指す。[市]

5 汚水処理施設の防災対策の強化

- (1) 施設の耐震化や浸水対策等の推進、下水処理施設等の代替性の確保、運転管理体制の強化等を図る。その他、汚泥の他施設での焼却、有効利用等、長期的な整備計画の策定及び運用計画等を検討する。[市]
- (2) 施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進する。また、下水処理施設等は常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、耐水化を推進する。[市]

- ◆ (再掲) 基幹管路の耐震化率：38.0% (R 3) →48.5% (R 9)

5-5

太平洋ベルト地帯の幹線道路が分断するなど、基幹的陸上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響**1 交通施設の防災対策の推進**

- (1) 災害時に機動的であるという自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を検討する。[市]
- (2) 地震、洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。[市]
- (3) 災害時の代替性を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。[国・県・市]
- (4) 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路の耐災害性の強化を図る。[国・県・市]
- (5) 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。[国・県・市・民間]
- (6) 復旧・復興には、警戒避難体制整備などソフト対策を組み合わせ、関係機関と連携してハード対策の着実な取組を推進する。[国・県・市・民間]
- (7) 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。[国・県・市]

2 物流機能やサプライチェーンの維持

- (1) 太平洋ベルト地帯の新幹線や高速道路が全て止まった際に人流・物流をどのように維持・体制確保するか、どのように代替性（ルート・交通手段など）を担保するかについて、計画的に事前検討する。[市]

3 輸送ルート体制の強化

- (1) 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進める。[国・県・市]
- (2) 避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する。[国・県・市]

4 災害時における放置車両対策

- (1) 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。

5 道路啓開など総合啓開の連携強化

- (1) 陸上輸送の寸断に備え、道路啓開など交通ネットワークの迅速な復旧に向けた体制を整備する。
- (2) 処理作業の実施にあたっては、処理計画に基づき、道路管理者、建設協会等と協力連携して行う。[国・県・市・民間]

重要業績指標

5-5

- ◆ (再掲) 都市計画道路の整備率：86% (R12)

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1

自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

1 事前復興、復興方針・体制づくりの推進

- (1) 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する。[市]
- (2) サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路・鉄道施設等の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。[国・県・市・民間]
- (3) 災害時において、暴力団等の復旧・復興事業への介入等を防止する。[県・市]

6-2

災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

1 復旧・復興を担う人材等の育成等

- (1) 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材の確保に努める。
- (2) 災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。[市・民間]
- (3) 愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。[県・市]
- (4) 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。[市・民間・地域]
- (5) 地域コミュニティである区・町内会・自治会や自主防災会の大規模災害発生時の対応力を向上させるため、防災訓練・教育、防災リーダーの養成などの支援を推進する。[市・地域]

- (6) 大規模災害発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。[市・地域]

2 災害ボランティアの円滑な受入

- (1) 大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンター及び災害救援地域ボランティアセンターを設置する。また、災害救援ボランティアセンターは、防災拠点の災害救援地域ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入体制を整備し、その配置等について調整を行う。[市・民間]

3 事前復興、復興方針・体制づくりの推進

- (1) 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない地方公共団体職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施する。[県・市]
- (2) 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。[国・県・市・地域]
- (3) 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を構築する。[市・民間]
- (4) 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組に参画する。[民間・地域]
- (5) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復旧・復興体制を整備し、被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復旧・復興計画を作成し、復興体制の強化を推進する。[市]

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

1 災害廃棄物処理計画の実効性の確保

- (1) 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を推進する。仮置場の確保にあつては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。[市]
- (2) 春日井市災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、随時検証・見直しを行い、必要に応じて計画の改定を行う。[市]

2 ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等

- (1) 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。また、災害廃棄物の再利用等を推進することにより、処理が遅れることの無いよう、災害廃棄物の事前の分別について周知を実施する。

[市]

- (2) 老朽化した一般廃棄物処理施設の計画的更新等を進める。[市]

3 災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理

- (1) 春日井市災害廃棄物処理計画の「処理困難物対策」に基づき、環境汚染や事故を防止するため分別して回収し、適正処理を進める。[市]

4 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

- (1) 災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。[市・民間]

6-4 罹災証明書の交付・応急仮設住宅の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態

1 家屋被害への対応の迅速化

- (1) 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。[市]
- (2) 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図るとともに、災害に係る税の減免等の必要な措置を講ずる。[市]

2 仮設住宅の迅速な建設に向けた体制強化

- (1) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。[市]
- (2) 応急仮設住宅の設置が必要な場合に、県に対して迅速に設置の要請ができるよう、県の窓口との必要な情報交換を行う。[県・市]

3 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保

- (1) 住宅セーフティネット制度について、住宅所有者への周知を促進する。また、空き家について、被災者向け住宅への活用に向けた体制づくり等を検討する。[市・地域]
- (2) 災害の発生により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、公営住宅等の活用等による居住の安定を図る。[市]

4 生活再建の促進

- (1) 被災者の生活再建に向けた支援制度の構築を図るとともに、県、他市町村、関係団体、民間企業等、多様な関係者との連携による支援体制の確保を図る。[県・市・民間]
- (2) 災害のため住家に被害が生じた場合、住宅の応急修理、障害物の除去の実施及び被災者生活再建支援金を給付する。[市]
- (3) 被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、技術系職員の参集配置について、関連業務（応急危険度判定、罹災証明、応急仮設、応急修理）と連携・情報共有できる体制強化を推進する。[市]
- (4) 被災した住宅や宅地等の危険度判定を的確に実施するため、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。[市]
- (5) 被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。[市]

6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

1 浸水等の被害軽減に資する対策の推進

- (1) 浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。[市]

2 地籍整備の促進

- (1) 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や土地区画整理等により、地籍整備を検討する。[市・地域]

6-6

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

1 コミュニティの活力の確保等

- (1) 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つ。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛ける。[市・地域]

6-7

国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

1 的確な情報発信のための体制強化

- (1) 国際的風評被害を防ぐため、多言語による災害情報発信に努める。[市]
- (2) 外国人市民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。[市・地域]
- (3) 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。[市]

2 中小企業におけるバックアップ体制の確保

- (1) 中小企業における生産情報・顧客情報・経理情報等について、デジタル技術を用いて把握・管理するなど、災害時のバックアップ体制確保に向けた取組を促進する。[民間]

3 事前防災対策の推進

- (1) 様々な自然災害から市民の生命や財産を守り、また発災後の救助・救急・被災者支援・災害復旧等の各種活動の迅速化・円滑化を図ることで、国家経済へ甚大な影響が生ずることを抑制するとともに、各種公共施設の耐災害性強化・防災機能確保、流域治水対策、交通ネットワークの機能強化などの取組を事前防災対策として推進する。

（２）施策分野ごとの施策の推進方針

ア 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等

【行政機能】

1 防災・減災対策の不断の検討

- (1) 地震による多数の死傷者の発生を防止するため、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定 の推計・見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。[県・市]【１－１】

2 災害対応の体制・資機材強化

- (1) 平常時から総合防災訓練等を通じて関係機関との連携を深め、災害時における応援体制の確立を図る。また、災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うための装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の配備資機材・詰所・訓練の充実強化、既存及び新規に発足する自主防災組織に対し、防災資機材及び資機材倉庫等の貸与による充実強化を図る。[県・市・民間]【２－１】
- (2) 水防倉庫の資機材等の充実強化を推進する。[市]【２－１】

3 災害対応業務の実効性の向上

- (1) 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。[市]【２－１】

4 避難所における良好な生活環境の確保等

- (1) 避難生活の支援において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、安全・安心まちづくりボランティアをはじめとする避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みの構築に努める。[市・地域]【２－３】
- (2) 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。[市・地域]【２－３】

5 応急用食料や生活必需品等の調達

- (1) 食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に協定締結している民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、計画的な備蓄等により物資の不足が生じないようにする。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る。[市・民間]【2－4】

6 帰宅困難者等対策の推進

- (1) 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、災害時において帰宅困難者等が自ら適切な行動を判断するのに必要な情報を取得できる対策を推進する。[県・市]【2－5】

7 観光客等滞留者への対応

- (1) 災害発生時における観光客の安全確保を図る。[市]【2－5】
- (2) 愛知・名古屋 2026 大会における災害時の安全確保を図る。[県・市]【2－5】

8 避難所等における衛生環境の確保

- (1) 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。[市]【2－6】

9 学校施設の浸水対策の推進

- (1) 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備等のかさ上げ等による浸水対策を進める。[県・市]【1－3】

10 情報伝達体制の確保

- (1) 被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める。[国・県・市・民間]【3－2】

11 自治体の業務継続計画の見直し

- (1) 災害対応現場の中心的役割を担う市の機能確保は、レジリエンスの観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。[市]【3-3】
- (2) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の定期的な見直し等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。[市]【3-3】
- (3) 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。また、情報通信ネットワークの冗長化等を図る。[市]【3-3】

12 行政職員の不足への対応

- (1) 防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図る。また、通信設備の整備・強靱化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器の導入を検討する。[市]【3-3】
- (2) 職員が拠点に参集できない事態に備えて、職員における過去の経験等をリスト化し代理対応に備える。[市]【3-3】

13 防災拠点等の電力確保等

- (1) 非常用電源設備の導入や通電範囲の更新により、電力の継続利用が可能となるよう対策を講じるとともに、既に導入済みの施設にあっては、燃料タンクの増設等により、非常用電源設備の運転継続時間の延長対策を講じる。[市]【3-3】【5-1】
- (2) 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する。[市]【3-3】
- (3) 発電を備えた資機材の増強を図る。[市]【3-3】

14 タイムラインの策定

- (1) 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムライン（時系列の行動計画）の策定を検討する。
〔国・県・市〕【３－３】
- (2) 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムライン（時系列の行動計画）の策定について検討する。〔国・県・市〕【３－３】

15 被災者支援の取組等

- (1) 被災者台帳の作成等に関して、事前準備を推進するとともに、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。〔市〕【３－３】

16 災害応急対策の実施体制の確立

- (1) 被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、技術系職員の参集配置について、関連業務（応急危険度判定、罹災証明、応急仮設、応急修理）と連携・情報共有できる体制強化を推進する。〔市〕【３－３】【６－４】
- (2) 個々の職員が災害時の状況に応じて的確に対応できるよう、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。〔市〕【３－３】
- (3) 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。〔市〕【３－３】
- (4) 災害時における適正な判断力の養成及び職場内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。〔市〕【３－３】
- (5) 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。〔国・県・市〕【３－３】

17 国・県・市町村間の連携強化

- (1) 大規模自然災害発生時には、国や自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。[国・県・市・民間]【3－3】

18 避難指示等の発令

- (1) 避難指示等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難指示等を発令する。[市]【5－1】
- (2) 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。[市]【5－1】

19 避難の円滑化・迅速化

- (1) 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムライン（時系列の行動計画）や避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実を図る。[市・民間・地域]【5－1】

20 事前復興、復興方針・体制づくりの推進

- (1) 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する。[市]【6－1】
- (2) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復旧・復興体制を整備し、被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復旧・復興計画を作成し、復興体制の強化を推進する。[市]【6－2】

21 家屋被害への対応の迅速化

- (1) 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。[市]【6－4】
- (2) 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図るとともに、災害に係る税の減免等の必要な措置を講ずる。[市]【6－4】

22 生活再建の促進

- (1) 災害のため住家に被害が生じた場合、住宅の応急修理、障害物の除去の実施及び被災者生活再建支援金を給付する。〔市〕【6－4】
- (2) 被災した住宅や宅地等の危険度判定を的確に実施するため、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。〔市〕【6－4】
- (3) 被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。〔市〕【6－4】

23 事前防災対策の推進

- (1) 様々な自然災害から市民の生命や財産を守り、また発災後の救助・救急・被災者支援・災害復旧等の各種活動の迅速化・円滑化を図ることで、国家経済へ甚大な影響が生ずることを抑制するとともに、各種公共施設の耐災害性強化・防災機能確保、流域治水対策、交通ネットワークの機能強化などの取組を事前防災対策として推進する。〔国・県・市〕【6－7】

24 公共施設等の耐震化等の推進

- (1) 災害による被害を最小限とするため、公共施設等の耐震化や防災設備の充実を図るほか、災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うための総合的な防災・減災体制を整備する。〔市〕【3－3】
- (2) 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。〔市〕【3－3】
- (3) 復旧・復興を先導する行政職員等が活用する施設について被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。〔市〕【3－3】

【警察・消防等】

1 消防団等の充実強化の促進等

- (1) 大規模災害時は消防団が果たす役割が極めて高くなることから、各種イベントでの啓発を通して、基本団員等への加入を促進するとともに、消防団の配備資器材・詰所・訓練の充実強化を推進する。[市・地域]【1－1】

2 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等

- (1) 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。[市]【1－2】

3 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等

- (1) 耐震性防火水槽を整備するとともに、既存の非耐震性防火水槽についても検討を進め、断水時にも対応できる消防水利を充実させる。[市・地域]【1－2】

4 土砂災害・洪水対策等の推進

- (1) 緊急消防援助隊愛知県土砂・風水害機動支援部隊救助小隊としての取組みとして、土砂災害を想定した訓練を行うため、市内業者の保有する私有地を訓練場として使用し、活動能力向上のための職員教育訓練を行うとともに、土砂災害・風水害対応資機材の増強を推進する。[県・市・民間]【1－4】
- (2) 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。[市・民間・地域]【1－4】

5 災害対応の体制・資機材強化

- (1) 複雑多様化する社会情勢を踏まえ、各種災害に対応できる消防車両及び資機材を、適切に維持管理するとともに、計画的な更新を推進する。[市]【2－1】
- (2) 消防組織法第39条に基づき、隣接6市1広域事務組合と消防相互応援協定を締結し、合同訓練を実施しているほか、県内において大規模な災害等が発生した場合における応援体制について、愛知県内広域消防相互応援協定により、災害対応能力の向上を図る。[県・市]【2－1】
- (3) 春日井市震災対応消防計画の定期的な見直し、改正を行う。また、地震災害時には市内各地で火災事案が発生するおそれがあることから、すべての消防ポンプ車を水槽付へ更新し、火災対応能力の充実強化を推進する。[市]【2－1】

6 災害対応業務の実効性の向上

- (1) あらゆる災害に対応するため各種事象を想定した救助訓練を実施するとともに、近隣消防本部との合同訓練等を通じて活動能力の充実強化を推進する。[市]【2－1】

7 ヘリコプターやドローンを活用した情報収集

- (1) 発災時に被害情報の把握が遅れることで救急・救助活動等に支障が出るおそれがあるため、ヘリコプターやドローン等を活用した被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図る。[市・民間]【2－1】

8 物資調達・供給体制、受援体制の構築等

- (1) 大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊の受援体制充実強化を推進する。[市]【2－4】

9 警察施設の耐震化等

- (1) 警察施設の耐災害性強化を促進するとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警察活動に必要な通信設備、通信指令設備の更新整備や、警察用航空機等の更新及び運用体制の強化、機動警察通信隊等の対処能力の更なる向上など、災害時における警察機能の確保を図る。また、地域特性や総合防災訓練、ドローンの運用訓練を通じ、警察災害派遣隊の対処能力の更なる向上に取り組む等ハード・ソフト一体となって災害対処能力の一層の向上を図る。[県]【3－1】

10 事前復興、復興方針・体制づくりの推進

- (1) 災害時において、暴力団等の復旧・復興事業への介入等を防止する。[県・市]【6－1】

11 復旧・復興を担う人材等の育成等

- (1) 大規模災害発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。[市・地域]【6－2】

1 住宅・建築物等の耐震化等の促進

- (1) ブロック塀等の工作物については、所有者に安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、公道等に面したブロック塀等については、補助制度を利用した撤去を奨励する。あわせて、建築物に附属するブロック塀等も含めた既存建築物の適正な維持管理や安全性確保について周知啓発を推進する。〔市・民間・地域〕【1－1】
- (2) 住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。〔市〕【1－1】
- (3) 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する。〔市・地域・民間〕【1－1】

2 電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等

- (1) 液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知する。〔市〕【1－1】
- (2) 電柱やその道路については、大規模地震発生時に被害を受けやすいことから、緊急輸送道路等における阻害要因となるためにこれらの除却など、安全性の向上を検討する。〔国・県・市〕【1－1】
- (3) 大規模盛土造成地内に存する施設・構造物について、安全性の確保に努めるため、大規模盛土造成地マップを公表する。〔市〕【1－1】

3 公共施設等の防災機能強化

- (1) 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設(公民館)、社会体育施設、社会福祉施設や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、学校施設利用計画の内容の充実や、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。〔県・市〕【1－1】

4 エレベーターへの閉じ込め防止

- (1) 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する。〔市・民間〕【1－1】

(2) エレベーターが緊急停止した場合の対処法や運転再開の方法について日頃から業者と確認を行い職員に周知を図る。〔市・民間〕【１－１】

(3) エレベーター閉じ込め事故の対策としてのエレベーター業者を招いた勉強会のほか、市内解体工事中の建物を使用した救出訓練を行い、対応能力向上を推進する。〔市・民間〕【１－１】

5 危険な空き家の除却等への支援

(1) 危険な空き家の除却に対する支援を行う。〔市〕【１－１】

6 火災に強いまちづくり等の推進

(1) 指定緊急避難場所として位置づけられている公園について、整備及び維持管理を行う。〔市〕【１－２】

(2) 老朽空き家や不良空き家について、除却を促進する。〔市〕【１－２】

(3) 消防車両が進入困難と思われる地域(道路狭あい地区)及び木造住宅密集地域において、街頭消火器を適正配置及び維持管理することにより、市民による早期の初期消火をもって被害を最小限に止めることを推進する。〔市・地域〕【１－２】

(4) 震災時の広域断水時における消防水利確保のため、耐震性防火水槽を整備するとともに、非耐震性防火水槽の耐震化についても検討を進める。〔市〕【１－２】

(5) 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地や既存集落内の狭あい道路などについては、老朽建築物の除却や小規模な道路整備、狭あい道路の拡幅整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進のほか、火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースとなる公園緑地整備を推進する。〔市・地域〕【１－２】

7 感震ブレーカー等の普及

(1) 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。特に解消に向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める。〔市・地域〕【１－２】

8 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等

(1) 民間事業者等との給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。〔市・民間・地域〕【１－２】

9 既存不適格建築物等の安全性向上の促進

- (1) 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進する。[市・民間・地域]【1－2】

10 ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進

- (1) 将来見込まれる気候変動を踏まえ、治水計画として、引き続き雨水排水網の新設・増強による内水被害軽減対策及び調整池の整備による流出抑制対策を実施する。[市]【1－3】
- (2) 各区域の浸水実績図や浸水シミュレーションによる浸水リスク評価を踏まえ、排水機場や管渠、雨水貯留施設等の浸水対策施設の整備・維持管理を推進する。[市]【1－3】

11 立地の適正化及び市街地の防災機能の強化

- (1) 立地適正化計画を定期的に調査、分析、評価し、防災・減災に向けたまちづくりを目指す。[市]【1－3】

12 住宅・建築物の屋根の耐風対策

- (1) 台風等の強風により屋根被害が発生することを防ぐため、住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策を促進する。[市・民間・地域]【1－3】

13 TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化等

- (1) 水害を受けた被災地の早期回復を図る上で、速やかな災害復旧工事等の実施が極めて重要であることから、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の更なる充実を図るとともに、ICT 施工や BIM/CIM 導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組む。また、水防団の充実強化とともに、水防活動の効率化・高度化を図るため、活動現場の状況報告や情報集約、共有等にデジタルデバイスを活用する。[国・県・市・地域]【1－3】

14 土砂災害・洪水対策等の推進

- (1) 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等については、耐震化を推進するとともに、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、耐水化、計画的な整備・維持管理を行う。[市]【1－4】
- (2) 二次災害発生のおそれのある箇所把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を検討する。[市]【1－4】

15 ため池・農業用排水施設等の防災対策の推進等

- (1) 防災重点ため池について県の実施する耐震劣化診断の結果を参考に、優先度・影響度が高いものから順に、ため池の耐震改修、洪水吐の改修・緊急放流施設の改修等の防災工事を推進する。また、防災重点ため池においては、浸水想定区域図の見直しや整備を進めて地域への周知を図る。〔市〕【1－4】

16 道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進

- (1) 不特定多数の者が利用する鉄道駅や駅周辺などの主要な交通結節点において、駅施設等の交通施設の更新やバリアフリー化、ならびに駅前広場や駅周辺道路等の整備を進め、災害発生時における都市機能の継続を図るとともに、利用者の安全や避難経路の確保、救助・救急活動に資する空間の確保を推進する。〔市・地域・民間〕【1－1】

17 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保

- (1) 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期に確保し、支援物資の物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進める。〔国・県・市〕【2－2】
- (2) DMAT等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、下水道のマンホール浮上対策、環状交差点の活用等を進める。〔国・県・市〕【2－2】
- (3) 災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備検討を進める。〔国・県・市〕【2－2】

18 社会福祉施設の災害対応機能の強化

- (1) 利用者の安全・安心を確保するため、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進する。〔市・民間〕【1－1】

19 避難所における良好な生活環境の確保等

- (1) 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。また、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、体育館への空調設備の設置、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する。〔市〕【2－3】

20 避難所の耐震化等の推進

- (1) 洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月）」を踏まえた対策を推進する。[市]【2－3】
- (2) 避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所となる施設等の耐災害性の強化を推進する。[市]【2－3】

21 衛生環境の確保等

- (1) 下水道の機能を十分発揮できるよう、下水処理施設及び管路等の整備・維持管理を推進する。[市]【2－6】

22 下水道施設の耐震化等

- (1) 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る。[市]【2－6】

23 適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進

- (1) 公園施設等の老朽化対策等に向けた施設整備等に取り組む。[市]【4－5】

24 適切な森林の整備・保全

- (1) 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。[市・地域]【4－5】

25 上下水道施設の耐震化等の推進

- (1) 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化を進める。[市]【2－4】
- (2) 配水場等の耐震化を促進するための対策、防災拠点へ向かう配水管路や基幹管路の耐震化を優先して推進するとともに、水道施設全体の機能を十分発揮できるよう、計画的な整備・維持管理を行う。[市]【5－4】
- (3) 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、上水道、工業用水道、下水道の管理者は、耐災害性の強化を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。[県・市]【5－4】

- (4) 下水道施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進するとともに、機能を十分発揮できるよう、計画的な整備・維持管理を行う。また、「地震災害時の業務継続計画（浄化センター編）」「春日井市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」の見直しを常に行い、非常時の体制強化を図る。[市]【2－6】【5－4】

26 浄化槽の整備

- (1) 合併処理浄化槽の設置に対し補助を行い、合併処理浄化槽の普及により災害時の汚水処理の早期復旧を目指す。[市]【5－4】

27 汚水処理施設の防災対策の強化

- (1) 施設の耐震化や浸水対策等の推進、下水処理施設等の代替性の確保、運転管理体制の強化等を図る。その他、汚泥の他施設での焼却、有効利用等、長期的な整備計画の策定及び運用計画等を検討する。[市]【5－4】
- (2) 施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進する。また、下水処理施設等は常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、耐水化を推進する。[市]【5－4】

28 交通施設の防災対策の推進

- (1) 災害時の代替性を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。[国・県・市]【5－5】
- (2) 地震、洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。[市]【5－5】
- (3) 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。[国・県・市]【5－5】

29 復旧・復興を担う人材等の育成等

- (1) 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材の確保に努める。[国・県・市]【6－2】
- (2) 災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。[市・民間]【6－2】

(3) 愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。[県・市]【6－2】

(4) 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。[市・民間・地域]【1－1】

30 災害ボランティアの円滑な受入

(1) 大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンター及び災害救援地域ボランティアセンターを設置する。また、災害救援ボランティアセンターは、防災拠点の災害救援地域ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入体制を整備し、その配置等について調整を行う。[市・民間]【6－2】

31 事前復興、復興方針・体制づくりの推進

(1) 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない地方公共団体職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施する。[県・市]【6－2】

(2) 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。[国・県・市・地域]【6－2】

32 仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化

(1) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。[市]【6－4】

(2) 応急仮設住宅の設置が必要な場合に、県に対して迅速に設置の要請ができるよう、県の窓口との必要な情報交換を行う。[県・市]【6－4】

33 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保

(1) 住宅セーフティーネット制度について、住宅所有者への周知を促進する。また、空き家について、被災者向け住宅への活用に向けた体制づくり等を検討する。[市・地域]【6－4】

(2) 災害の発生により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、公営住宅等の活用等による居住の安定を図る。[市]【6－4】

34 浸水等の被害軽減に資する対策の推進

- (1) 浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。[市]【6－5】

1 市民病院の医療体制の確立

- (1) 大規模地震の際に災害時医療の中核としての機能を提供できるよう、災害拠点病院として、災害時に必要となる医療機能を提供できるよう対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う。〔市〕【2－2】

2 災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進

- (1) 災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、市民病院の自家発電設備の強化を実施する。〔市〕【2－2】

3 医療リソースの供給体制の確立

- (1) 今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害への備えとして、災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、災害拠点病院に対して、病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備(受水槽、地下水利用施設)の設置等に努める。〔市〕【2－2】
- (2) 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース(水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等)の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、関係団体等との協定締結などにより、医療リソースの供給体制の確立を図る。〔市・民間〕【2－2】
- (3) 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する。〔市・地域〕【2－2】
- (4) 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。〔市〕【2－2】
- (5) 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、災害派遣医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。〔市・民間〕【2－2】
- (6) かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。〔県・市・民間〕【2－2】
- (7) 処置拡大救命士を計画的に養成し、病院前救護体制の充実を推進する。〔市〕【2－2】

- (8) 災害時の医療対策は、救護福祉部が中心となり、総合保健医療センター、保健センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して活動体制を確立する。〔市・民間〕【２－２】

4 連絡体制・通信手段の確保等

- (1) 災害発生時において社会福祉施設等の被災状況や支援ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる。〔市・民間〕【２－２】

5 DMAT及びDPAT（災害派遣精神医療チーム）の計画的な養成等

- (1) 大規模災害時等に被災地へ急行し救急医療等を行うための訓練を受けたDMATや災害支援ナースの更なる養成を推進する。〔県・市〕【２－２】

6 医薬品等の供給確保

- (1) 災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。〔市・民間〕【２－２】
- (2) 平常時より薬剤師会に協力要請を行い、必要な医薬品等の確保に努める。〔市〕【２－２】

7 社会福祉施設の災害対応機能の強化

- (1) 社会福祉法人又は特定非営利活動法人が国庫補助対象事業として行う障害者福祉施設の新築、増築又は改築に係る整備費を補助することで、障害者福祉の向上及び災害対応機能の強化を図る。〔市・民間〕【２－２】

8 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備

- (1) 災害時に避難が必要な要配慮者の受入体制の整備を図るため、社会福祉施設等に対し協力関係の構築を推進する。〔市・民間〕【２－２】
- (2) 被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供するとともに、災害派遣福祉チームの受援体制を構築する。〔市〕【２－２】

9 避難生活における要配慮者支援

- (1) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。〔市・民間〕【２－３】

10 被災者の健康管理

- (1) 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。[県・市・民間・地域]【2－3】
- (2) 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。[市]【2－3】

11 避難所の運営体制等の整備

- (1) 避難所運営について、社会福祉に精通した職員・NPO等の助言を受けることができるよう体制等を整備する。[市]【2－3】

12 火葬体制の確保

- (1) 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある広域火葬についても検討する。[市]【3－3】

13 避難所等における衛生環境の確保

- (1) 避難者にインフルエンザ、コロナウイルス、ノロウイルス、O157などの感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を検討する。[国・県・市]【2－6】
- (2) 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。[市・民間]【2－6】
- (3) 避難所のトイレが使用できない場合に備え、マンホールトイレシステムの整備を推進する。[市]【2－6】

14 遺体の処置体制の確保

- (1) 大規模災害時における遺体の埋火葬等の円滑な実施体制の確保のため、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保を図る。[市]【3－3】

15 衛生環境の確保等

- (1) 二次感染の防止に努め、地域住民に対し感染予防の指導、啓発を推進する。[市・地域]
【2－6】
- (2) 感染症の発生予防のため消毒剤、動力噴霧機を配備するとともに、予防接種等の防疫・保健活動を行い、被災地域の環境保全、被災者の健康保持を図る。[市]【2－6】
- (3) 被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに収集・運搬及び処理するために、特に収集・運搬について、し尿処理施設と下水処理施設との協力体制の構築を進める。[市]【2－6】

1 民間事業者との連携による燃料の確保

- (1) 災害時における非常用発電設備用の燃料調達を確保するため、燃料供給事業者との協定に基づく供給方法の調整等を行う。[市・民間]【2－2】
- (2) 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。[市・民間]【5－3】

2 物資調達・供給体制、受援体制の構築等

- (1) 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。[県・市・民間]【2－4】

3 燃料供給の確保

- (1) 大規模自然災害によって製油所等が被災した場合、燃料の供給が途絶するおそれがあるため、石油製品の備蓄を推進する。[市]【2－4】
- (2) 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持が図れるよう備える。[市]【2－4】

4 農業水利施設の電源確保

- (1) 停電時において、農業水利施設の運転・監視等に最低限必要な電源の確保のため、非常用電源装置のほか、再生可能エネルギーの活用を推進する。[市]【2－4】

5 備蓄等の促進

- (1) 各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設や LP ガス・関連機器の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する。[市・民間・地域]【2－4】

6 電力設備等の早期復旧体制整備の推進

- (1) 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。[民間]【5－2】

- (2) ライフライン事業者の早期の災害復旧作業につなげるため、関係機関との連携を図る。
[市・民間]【5－2】

7 自立・分散型エネルギーの導入の促進等

- (1) 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する都市、ビル、避難所等の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める。[市] 5－2】
- (2) 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく。[市]【5－2】
- (3) ごみ処理施設が災害時に稼働できなくなることを防ぐため、ごみ処理施設整備にあたっては、タービン発電設備の改修を実施し、発電能力を向上させることにより、ごみ焼却発電により施設稼働に必要な電力を確保できるよう自立エネルギー供給機能を確保する。[市]【5－2】

8 計画に基づく訓練の実施、改善

- (1) 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列BCPの策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高める。[市・民間]【5－3】

9 燃料輸送対策の推進

- (1) 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を進め、燃料供給ルートを確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。[国・県・市・民間]【5－3】
- (2) 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。[市]【5－3】

10 停電時における電動車等の活用

- (1) 停電している避難所等へ、事業者等との協定締結により非常用電源として電力供給が可能な電動車等を活用する。[市・民間]【5－2】

11 エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化

- (1) 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、電力、ガス施設の管理者は、耐災害性の強化を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。[市・民間]【5－2】【5－3】

1 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等

- (1) 災害時の情報収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化等を図る。また、大規模災害時の有線途絶を想定して、無線通信施設の整備拡充を図る。[市]【5－1】
- (2) 無線通信施設として整備されている市防災行政無線、消防無線、専用無線の拡充及び有効利用を図るとともに、新たな地域防災無線システムの整備を推進する。また、消防ネットワークシステムの耐災害性の強化を推進する。[市]【5－1】
- (3) 災害時の通信業務及び指令管制業務が途絶することがないように、119番通報が受信不能となった場合にも受信できる通信指令施設の整備拡充を推進する。[市]【5－1】
- (4) 電源途絶等においても行政情報を安定的に確保するため「自治体クラウド」の導入などの対策を検討する。また、情報システムの通信が行えなくなった場合の紙媒体の台帳等による対応方法などについて検討する。[市]【5－1】
- (5) 災害情報を各施設へ伝達できるよう、庁舎非常用発電機の電力供給系統に情報通信システムを接続させる、電源回路改修を検討する。[市]【5－1】
- (6) アナログバックアップ回線を確保できる環境を維持していく。[市]【5－1】
- (7) 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。[市]【5－1】
- (8) 災害対策本部と防災拠点における情報伝達を確実に行うため、防災行政無線等の情報伝達手段を適切に維持・管理し、情報発信のための体制を整備する。[市]【5－1】
- (9) 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、通信施設の管理者は、耐災害性の強化を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。[市・民間]【5－1】

2 情報・データ活用環境の整備

- (1) 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。[市]【5－1】

3 水防テレメータシステムの整備

- (1) 市が設置した水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行い、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。また、きめ細かな河川情報の発信サービスや予測技術等の高度化を促進し、水害時における市民の適切な避難行動につなげるため、オープンデータ化を含めた河川情報の提供を推進するとともに、それらの情報を確実に市民に提供するため、河川情報の冗長化を推進する。〔国・県・市〕【5－1】

4 情報伝達手段・体制の確保

- (1) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。〔市〕【5－1】
- (2) 災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する。〔市〕【5－1】

5 情報伝達手段の多様化の推進

- (1) 新聞、テレビ等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供するとともに広報活動への協力を要請する。特に、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）、市安全安心情報ネットワーク、音声架電システム、市ホームページ、市公式LINE、市公式緊急情報X、ファクシミリ等を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。〔市〕【5－1】

6 的確な情報発信のための体制強化

- (1) 国際的風評被害を防ぐため、多言語による災害情報発信に努める。〔市〕【6－7】
- (2) 外国人市民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。〔市・地域〕【5－1】【6－7】
- (3) 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。〔市〕【6－7】

1 BCP策定の促進等

- (1) BCP未策定の病院や介護施設・事業所などの福祉機能を担う施設に対して、BCP策定の促進を図る。〔市・民間〕【2－2】

2 物資調達・供給体制、受援体制の構築等

- (1) 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を推進する。〔市・民間〕【2－4】

3 個別企業BCP策定等の促進

- (1) BCP未策定企業については、BCPの重要性の理解促進が課題であることを踏まえつつ、製造業、物流事業者、及び製造業と物流事業者の連携によるBCPの策定等を引き続き促進する。中小企業に対しては、災害時の対応を含めた保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発や、BCPの策定・充実やそれに基づく対応・体制確保の支援等を通じ、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る。また、実効性を高めるため、災害時オペレーションの改善や事業拠点の分散等にも留意する。〔市・民間〕【4－1】
- (2) 企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。〔市・民間〕【4－1】

4 民間企業における事業継続に資する取組の促進

- (1) 地震後においても事業活動を継続するため、事業の用に供する建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。〔民間〕【4－1】
- (2) 春日井商工会議所等と連携を図り、各種融資制度を中小企業者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。また、平時より、県、春日井商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。〔市・民間〕【4－1】
- (3) 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。〔民間〕【4－1】
- (4) 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。〔民間〕【4－1】

5 食品産業事業者等の災害対策の強化

- (1) 生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を進める。〔民間〕【４－３】
- (2) 食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強化やバックアップ体制の確保、物流施設・倉庫の耐災害性強化等を行う。〔民間〕【４－３】

6 燃料輸送対策の推進

- (1) 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。〔国・県・市・民間〕【５－３】

1 電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等

- (1) 大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する。〔国・県・市〕【1－1】

2 交通施設等における脆弱性の解消

- (1) 交通施設については、立体交差する施設など、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を進める。〔国・県・市〕【1－1】
- (2) 緊急輸送道路に隣接するものを優先して耐震化を図る。〔市〕【1－1】
- (3) 道路橋の耐震化、老朽化対策を推進する。〔国・県・市〕【1－1】

3 立地の適正化及び市街地の防災機能の強化

- (1) 被災した場合に避難路としての使用が見込まれる道路について、安全性の向上等、避難の円滑化に必要な整備を推進する。〔国・県・市〕【1－3】
- (2) 避難場所に至る、通学路、自転車や歩行者空間を含めた避難路等の整備のほか、バリアフリー化方策について検討する。〔国・県・市〕【1－3】

4 橋梁や排水施設等の強化

- (1) 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失を防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替えの検討等を推進する。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。〔国・県・市〕【1－3】

5 道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進

- (1) 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進める。〔国・県・市〕【2－1】
- (2) 避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する。〔国・県・市〕【2－1】
- (3) 名鉄春日井駅周辺において、駅前広場をつなぐ自由通路整備に併せ、東側駅舎の設置や駅施設のバリアフリー化により、安全で利用しやすい交通結節点としての機能強化を図る。〔市・民間〕【2－1】

- (4) 上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図る。また、生産拠点と物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備、道路の防災や地震対策の検討を進める。〔国・県・市・民間〕【４－１】

6 備蓄等の促進

- (1) 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。〔市・地域〕【２－３】

7 物資調達・供給体制、受援体制の構築等

- (1) 広域受援計画や災害物流に係るマニュアルを整備し、物流体制の強化を図る。〔県・市〕【２－４】
- (2) 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める。〔市・民間〕【２－４】
- (3) 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うために、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を継続的に実施する。〔市・民間〕【２－４】
- (4) 支援物資の受入・供給を円滑に行うため、物資集配拠点における作業体制等についてのマニュアルを作成するとともに、実効性を高めるための研修や防災訓練などの実施を推進する。また、関係機関との平時からの連携の確認や情報の共有に努めるものとする。〔市・民間〕【２－４】

8 輸送ルートの確保対策の実施

- (1) 渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の発生に伴い被災地へアクセスができず孤立が長期化することがないように、その対策を推進する。〔国・県・市〕【２－４】
- (2) 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を推進する。また、交通麻痺により物資が運べなくなることが抑制できるよう、道路構造物の液状化対策を推進する。〔国・県・市〕【２－４】
- (3) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐために、現地に燃料等を輸送する体制づくりを進める。引き続き、訓練等を通じ関係機関との協力体制の強化に努める。〔市・民間〕【２－４】

- (4) 物資輸送ルートを実実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。[国・県・市・民間]【2-4】

9 帰宅困難者等対策の推進

- (1) 大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、行政機関や鉄道事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者等対策を推進する。[市・民間]【2-5】

10 帰宅支援場所の整備

- (1) 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。[市]【2-5】

11 避難所等における衛生環境の確保

- (1) 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る。[国・県・市]【2-6】

12 交通機能の確保

- (1) 災害時に道路情報等を実実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する。[国・県・市]【3-1】

13 情報発信体制の強化

- (1) 公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民へ提供する体制を構築する。[市・民間]【3-3】

14 応急活動等の継続のための事前対策

- (1) 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災や地震対策の検討を進める。[国・県・市]【3-3】

15 物流インフラ網の構築

- (1) 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。[国・県・市]【4-3】

16 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化

- (1) 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災や地震対策の検討を進める。
[国・県・市]【5－1】

17 交通施設の防災対策の推進

- (1) 災害時に機動的であるという自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を検討する。[市]【5－5】
- (2) 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路の耐災害性の強化を図る。[国・県・市]【1－3 5－5】

18 物流機能やサプライチェーンの維持

- (1) 太平洋ベルト地帯の新幹線や高速道路が全て止まった際に人流・物流をどのように維持・体制確保するか、どのように代替性（ルート・交通手段など）を担保するかについて、計画的に事前検討する。[市]【5－5】

19 輸送ルート体制の強化

- (1) 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進める。[国・県・市]【5－5】

20 災害時における放置車両対策

- (1) 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。[国・県・市]【5－5】

21 道路啓開など総合啓開の連携強化

- (1) 陸上輸送の寸断に備え、道路啓開など交通ネットワークの迅速な復旧に向けた体制を整備する。[国・県・市]【5－5】
- (2) 処理作業の実施にあたっては、処理計画に基づき、道路管理者、建設協会等と協力連携して行う。[国・県・市・民間]【5－5】

22 事前復興、復興方針・体制づくりの推進

- (1) サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路・鉄道施設等の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。〔国・県・市・民間〕【6－1】

⑧農林水産

1 山地災害、森林等の保全機能の低下への対応

- (1) 森林・農地等の管理放棄による保全機能の低下、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりが懸念されるため、基幹的水利施設をはじめとする農業用施設の耐震化や自然と共生した多様な森林づくりを推進する。〔市〕【1－4】

2 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

- (1) 農業水利施設の GIS データ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の活用等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。
〔市〕【4－3】
- (2) 農業経営基盤強化促進法に規定により策定した地域計画の変更協議を通じて、策定区域の意向を汲んだ農業生産基盤の適切な整備を推進する。〔市〕【4－5】
- (3) 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自律的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。〔市・地域〕【4－5】

3 野生鳥獣による食害対策等の推進

- (1) 遊休農地の増加を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する。野生鳥獣の捕獲等を行う事業者や鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成を推進する。〔市・民間〕【4－5】

1 ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進

- (1) 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備などの河川整備や下水道の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設等の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。あわせて、特に水害リスクの高い河川においては、特定都市河川の指定を進め、ハード整備の加速に加え、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等を推進する。〔国・県・市〕【１－３】
- (2) 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、水防訓練の実施や洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成、防災情報の高度化、可搬式ポンプの運用や排水ポンプ車導入など、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、これらハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。〔市〕【１－３】

2 粘り強い河川堤防の整備

- (1) 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める。〔国・県・市〕【１－３】

3 河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進

- (1) 地域住民の生命と財産を守るため、より迅速に確実な対応ができるよう河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。〔市〕【１－３】

4 河川の改修

- (1) 春日井市排水基本計画に基づき、排水路改修を進める。特に都市部を流域に持つ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の庄内川や、県管理河川の八田川、内津川等の改修を促進する。〔国・県・市〕【１－３】

5 排水機場等の運用の改善・高度化の推進

- (1) 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、下水道施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、排水機場等の遠隔監視・操作化の推進により施設管理の高度化を図る。[国・県・市]【1－3】

6 グリーンインフラの推進

- (1) 緑の基本計画に基づく緑のまちづくりへの取り組みを主体に、自然環境の機能を活用したグリーンインフラを推進する。[市]【1－3】

7 気候変動を踏まえた防災の推進

- (1) 春日井市地域温暖対策実行計画(2023～2030)及び防災関連計画に基づき、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施する。[県・市]【1－3】
- (2) 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国・県の動向を踏まえ、対応する。[市]【1－3】

8 土砂災害・洪水対策等の推進

- (1) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進する。[市・民間]【1－4】
- (2) 崩壊の危険性が高いがけ地をはじめとする土砂災害危険箇所について、住宅への被害を防止するため、県と連携を図り建築物の敷地についての安全対策を推進するとともに、土砂災害対策として愛知県の急傾斜対策事業及び治山事業を活用し、人的被害防止を推進していく。[県・市]【1－4】
- (3) 人的被害を防止するため、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作成、配布することにより、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、避難行動を促す。[市]【1－4】

9 災害対応業務の実効性の向上

- (1) 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。[市・民間・地域]【2－1】

10 物資調達・供給体制、受援体制の構築等

- (1) 大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となるよう、関係機関、他の自治体との相互応援協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する。[市・民間]【2－4】

11 水資源の有効な利用等の普及・推進

- (1) 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。[市]【4－4】

12 水の安定供給

- (1) 大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策とともに、災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携等ソフト対策を推進する。[市・民間]【4－4】
- (2) 異常気象等による水事情の悪化により、全市的に給水に支障をきたし、市民生活等に重大な被害が発生するおそれがある場合、春日井市渇水対策本部設置要領に基づき対策本部を設置し、応急かつ総合的な対処の実施を推進する。[市]【4－4】

13 水道施設の防災対策の強化

- (1) 応急復旧に必要な人員、資機材等を確保するとともに、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井市管工事業協同組合等に協力を要請する。なお、必要に応じて他の自治体及び関係団体等に応援を要請する。[市・民間]【5－4】
- (2) 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、危機管理対策マニュアル(水道事業編)に基づく応急復旧体制を強化する。[市]【5－4】

14 災害廃棄物処理計画の実効性の確保

- (1) 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を推進する。仮置場の確保にあつては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。[市]【6－3】
- (2) 春日井市災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、随時検証・見直しを行い、必要に応じて計画の改定を行う。[市]【6－3】

15 ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等

- (1) 老朽化した一般廃棄物処理施設の計画的更新等を進める。[市]【6－3】
- (2) 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。また、災害廃棄物の再利用等を推進することにより、処理が遅れることの無いよう、災害廃棄物の事前の分別について周知を実施する。
[市]【6－3】

16 災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理

- (1) 春日井市災害廃棄物処理計画の「処理困難物対策」に基づき、環境汚染や事故を防止するため分別して回収し、適正処理を進める。[市]【6－3】

17 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

- (1) 災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。[市・民間]【6－3】

18 地籍整備の促進

- (1) 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や土地区画整理等により、地籍整備を検討する。[市・地域]【6－5】

19 コミュニティの活力の確保等

- (1) 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つ。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛ける。[市・地域]【6－6】

1 亜炭坑跡地対策の促進

- (1) 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、許可権者である国に継続的な支援制度の創設を要望していく。[市]【1－4】

2 被災者の健康管理

- (1) 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。[市]【2－3】

3 有害物質等の流出防止対策

- (1) 水素等の次世代エネルギーについても、遺漏なく安全確保対策を推進する。[市・民間]【4－2】
- (2) 春日井市生活環境の保全に関する条例に定める環境保全計画書に基づき、有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、有害物質を取り扱う事業者に対し、事故時の対応策について検討するよう助言、指導を行う。[市・民間]【4－2】

4 石綿飛散防止対策

- (1) 震災発生時の倒壊建屋等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の徹底についての指導を県に求める。[県・市]【4－2】
- (2) 吹付けアスベスト等によるばく露を防止するため、飛散防止対策を推進する。[市]【4－2】

5 PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減

- (1) 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、市で保管しているPCB廃棄物の適正な保管や早期の処分を完了する。[市]【4－2】

6 環境測定機能の強化

- (1) 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、関係部署と連携を図り、公共水域の水質汚濁状況を監視するなど、環境測定を早期に実施できる体制を整える。[国・県・市]【4－2】

7 適切な森林の整備・保全

- (1) 自然環境を保全し、その自然が持つ防災・減災機能を利用することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。〔市〕【４－５】

8 適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進

- (1) 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。〔市〕【４－５】

9 自然と共生した多様な森林づくりの推進

- (1) 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を講じたうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。〔市・地域〕【４－５】

イ 横断的分野

①リスクコミュニケーション

1 浸水想定区域の指定・見直し

- (1) 想定しうる最大規模の降雨により洪水・内水氾濫が発生した場合の浸水想定区域図を公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。[市]【1－3】

2 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等

- (1) 大規模災害が発生した時に住民が主体的で適切な避難行動により命を守るためには、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が市と連携しながら防災に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。[市・地域]【1－3】

3 災害対応業務の実効性の向上

- (1) 区・町内会・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みの構築に努める。[市・地域]【2－1】
- (2) 緊急消防援助隊の効果的な受援体制を構築するため、体制の検証、訓練企画等を行い、実効性の向上を図る。[市]【2－1】

4 避難行動要支援者の救助・救急活動

- (1) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。[市・民間・地域]【2－1】

5 避難行動要支援者への支援

- (1) 災害時要援護者名簿の作成や活用、個別避難計画の策定を推進することにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。[市・地域]【2－3】

6 避難所における良好な生活環境の確保等

- (1) 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要がある、避難所運営を始めとする、ジェンダーの視点からの防災・災害対応の取組を推進する。また、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等の地域における女性防災リーダーと連携し、防災の現場における女性の参画を拡大する。〔市・地域〕【2－3】
- (2) 大規模災害発生時の対応力や生活の質を向上させる目的で、誰でも参画しやすい自主防災組織を目指し、指導方法の検討をしていく。また、女性消防団員が「避難所開設時」・「災害対応時」のリーダーとして力を発揮できるように、教育及び訓練を行う。〔市・地域〕【2－3】

7 避難生活における要配慮者支援

- (1) 聴覚障がい者等が支援や情報を得やすいようにするため、「聴覚障がい者支援セット」を指定一般避難所及び指定福祉避難所に引き続き設置するとともに、必要に応じて更新・拡充を行う。〔市〕【2－3】
- (2) 平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。〔市・民間・地域〕【2－3】

8 避難所の運営体制等の整備

- (1) 避難者のニーズに配慮することが必要なため、ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保する。〔市〕【2－3】
- (2) 「春日井市避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」、「災害時障がい者支援マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る。〔市〕【2－3】
- (3) 学校施設利用計画を作成及び点検することで、避難所の適切な運営を図る。〔市〕【2－3】
- (4) 区・町内会・自治会や自主防災会等と避難所運営に関する訓練を通し、地域が主体的に避難所の管理運営が行えるよう意識啓発を推進する。〔市・地域〕【2－3】

9 ペット防災の推進

- (1) 避難所におけるペット受入れ体制の整備等を推進する。〔市〕【2－3】

10 避難所以外への避難者の対策の促進

- (1) 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。[市]【2－3】

11 地区防災計画の策定・充実の促進

- (1) 地区防災計画等の策定・充実を図るため、地区防災計画制度の優良事例の情報収集等を実施する。[市]【2－3】

12 備蓄等の促進

- (1) 従事職員の飲料水・食料について、職員個人が最低3日分の自助による準備を行い、参集時に可能な限り持参することで職務の円滑な実施につながることを日頃から職員に対して意識啓発を行う。[市]【2－4】
- (2) 本市の備蓄計画に基づき、必要とされる飲料水・食料等の備蓄を推進する。[市]【2－4】
- (3) 防災訓練、防災講話、防災教育での啓発により、各家庭、地域及び事業所における備蓄を促進する。[市・民間・地域]【2－4】

13 帰宅困難者等の受入態勢の確保

- (1) 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、宿泊施設や企業等と連携して、一時滞在施設（滞在场所）の確保等の支援を行う。[市・民間]【2－5】
- (2) 安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。[県・市・民間]【2－5】

14 帰宅困難者等対策の推進

- (1) 事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。[市・民間]【2－5】

15 民間企業における事業継続に資する取組の促進

- (1) 防災力の向上を図るため、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。[民間]【4－1】

16 効果的な教育・啓発の実施

- (1) 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。[市]【5－1】
- (2) 広報春日井や市安全安心情報ネットワーク、市ホームページ、市公式LINE等を活用した広報活動により、市民に対して広く防災意識を普及・啓発する一助とし、幅広い年齢層の知識向上を推進する。[市]【5－1】
- (3) 住宅の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。[市]【5－1】

17 避難指示等の発令

- (1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。[市]【5－1】

18 避難の円滑化・迅速化

- (1) 防災訓練、水防訓練、防災講話、自主防災リーダー研修会等の実施や各種ハザードマップを作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。[市]【5－1】

19 復旧・復興を担う人材等の育成等

- (1) 地域コミュニティである区・町内会・自治会や自主防災会の大規模災害発生時の対応力を向上させるため、防災訓練・教育、防災リーダーの養成などの支援を推進する。[市・地域]【6－2】

20 要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築

- (1) ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、地震や集中豪雨などの災害時に、避難場所への避難に支援を必要としている人に対して、区・町内会・自治会などの協力により、地域での支え合い、助け合いによる避難支援を行う。[市・地域]【2－2】

②人材育成

1 継続的な防災訓練や防災教育等の推進

- (1) 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。〔市・民間・地域〕【1－1】

2 災害対応力の強化

- (1) 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進する。〔市・地域〕【1－1】

3 医療活動を支える取組の推進

- (1) 自然災害時に被災地での医療活動を担うDMATについては、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を実施する。〔国・県〕【2－6】

1 地域の活動拠点施設の耐災害性の強化

- (1) 地域の活動拠点となる消防署及び各出張所について、適切な維持管理及び老朽化した施設の移転整備を図り、消防施設の耐災害性の強化を推進する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進するとともに、災害対策本部との連携強化のため、消防指令システムの高度化も推進する。[市]【2－1】

2 上下水道施設の耐震化等の推進

- (1) 水道水を安定的に供給するため、施設及び管路における老朽化対策と合わせて防災拠点や避難所への配水管路や基幹管路の耐震化対策を推進する。また、施設の維持・修繕に関するガイドラインに従い水道施設を良好な状態に保つための点検・整備を実施し、事故予防、水道施設の長寿命化を図る。[市]【2－4】

3 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

- (1) 農業水利施設の耐震化、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。[市]【4－3】

1 避難に関する自治体の相互連携

- (1) 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を図る。[県・市・民間]【2－3】

2 災害時の道路情報提供体制の強化

- (1) 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する。[市・民間]【2－5】

3 被災者支援の取組等

- (1) 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。[国・県・市]【3－3】

4 国・県・市町村間の連携強化

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握し、正確な情報収集に努め、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制の強化を推進する。[県・市]【3－3】

5 交通施設の防災対策の推進

- (1) 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。[国・県・市・民間]【5－5】
- (2) 復旧・復興には、警戒避難体制整備などソフト対策を組み合わせ、関係機関と連携してハード対策の着実な取組を推進する。[国・県・市・民間]【5－5】

6 事前復興、復興方針・体制づくりの推進

- (1) 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を構築する。[市・民間]【6－2】

- (2) 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組に参画する。[民間・地域]【6－2】

7 生活再建の促進

- (1) 被災者の生活再建に向けた支援制度の構築を図るとともに、県、他市町村、関係団体、民間企業等、多様な関係者との連携による支援体制の確保を図る。[県・市・民間]【6－4】

1 情報・データ活用環境の整備

- (1) 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報・データのうち、円滑な災害対応や被災者支援に役立てることができるものについて、個人のプライバシーは確保した上で有効活用可能な環境を整備する。〔市・民間〕【５－１】
- (2) 被災状況の把握においては、ドローン・衛星による画像データを AI 技術により画像解析すること等により、迅速かつ効率的に実施する。〔市〕【５－１】

2 中小企業におけるバックアップ体制の確保

- (1) 中小企業における生産情報・顧客情報・経理情報等について、デジタル技術を用いて把握・管理するなど、災害時のバックアップ体制確保に向けた取組を促進する。〔民間〕【６－７】

第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもとで取組を進めます。また、必要に応じて個別分野ごとの推進・検討体制等の連携・調整を図り、強靱化の取組を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画を効果的に推進するための強靱化に資する事業は、第4章の推進すべき施策の方針で掲載した各施策を具体化する事業として、別に定める「春日井市地域強靱化計画に位置付ける個別具体的施策の詳細」として明記します。また、別に定める具体的施策の詳細は、概ね毎年度進捗状況の確認を行い、あわせて指標に基づく目標の達成状況の把握、検証を行い、PDCAサイクルによる取組を推進します。

3 計画の見直し等

本計画は、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。また、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、毎年度の進捗管理において新たに実施すべき事業が出てきた場合は、適宜必要な見直しを行います。

さらに、見直しにあたっては、国土強靱化基本計画や愛知県国土強靱化地域計画のほか、関連するその他の計画等の見直しの状況を考慮するとともに、見直し後の本計画が他の計画に適切に反映されるなど、本計画と連携するその他の計画と連携・整合を図ります。

春日井市地域強靱化計画

編集・発行 令和2年8月

改定 令和 年 月

春日井市総務部市民安全課

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-81-5111（代表）